

第4章 「中山道碓氷峠越」の歴史的資産

中山道碓氷峠越は、熊野神社からカーブ9までの未舗装区間約8kmである。本道は約400年以上の歴史のある道で、安中市の中山道のなかでも、多くの歴史的資産が残っている区間である。本章では、本道の道筋や道沿いの資源の歴史をとりまとめ、現在の状態を整理した。また、これまでの道の管理の状況や現在についても整理した。

4.1 往時の中山道碓氷峠越

(1) 中山道碓氷峠越の歴史

中山道には慶長9（1604）年から現在に至るまで、約400年以上の歴史がある。

次ページの表4.1に年表を整理する。



況状の粗険路坂り寄町木板（道古最）
（寫月一十年八和昭）



（寫月一十年八和昭）む望を面方町澤井輕りよ點岐分路道幸巡御下山持子（道舊）



（寫月一十年八和昭）む望を面方町澤井輕りよ口入町峠（道舊）

写真4.1 昭和8（1933）年当時の中山道の様子（文献4-1）

表 4.1 中山道の関連年表

年	西暦	全国、県のトピック	本地域のトピック
慶長9年	1604	中山道を改修し並木や一里塚がつけられる。	一里塚が新堀、五科、原、勿石、子持山、五か所に設けられる。
慶長19年	1614	井伊直勝、彦根より安中に移る。	直勝、碓氷の関（関長原）を警護する。
元和2年	1616	徳川家康没す。関東に関所を設ける。諸国御関所条目が出される。	碓氷関所の位置が検討される。
元和3年	1617	街道に宿駅が置かれる（中山道六十九次）。	松井田、坂本に宿場が定まる。
元和9年	1623	6月、将軍秀忠、嫡子家光、上洛し、7月、伏見城で家光が将軍宣下を受ける。	3月、碓氷関所が上横川に構築され、堂峰番所が設けられる。
万治2年	1659	五街道を総括する道中奉行が置かれる。	
寛文2年	1662		山中茶屋ができる。
元禄2年	1689	助郷制度ができる。	松井田、坂本宿に定助郷が置かれ、触書心得の達しがでる。
宝永6年	1709	貝原益軒、中山道を通る。	碓氷峠難所につき救米100俵支給される。
正徳5年	1715	中仙道の名称が中山道に改められる。	碓氷関所火災起こる。
宝暦6年	1756	岐蘇路安見絵図	
天明3年	1783	浅間山大噴火、各地で百姓一揆起こる。	降灰により大被害、物価高騰、碓氷郡内でも打ちこわし騒動起こる（安中一揆、二本松一揆）。坂本宿助郷へ給米願出される。
享和2年	1802	伊能忠敬、奥羽、越後を測量する。	忠敬、測量のため中山道を通る。
文化3年	1806	中山道分間延絵図	
文政11年	1828		碓氷峠に人馬施行所できる。
安政元年	1854		人馬施行所休止へ。
安政2年	1855	江戸大地震	安中城より碓氷峠熊野神社まで遠足行われる。
文久元年	1861	和宮親子内親王、将軍家茂と婚儀のため中山道を下向する。	和宮、坂本宿本陣泊、松井田宿小休する。
明治2年	1869		碓氷関所が廃止される。
明治9年	1876		碓氷郡碓氷峠町志 上野国碓氷郡坂本駅図
明治10年	1877	中山道が「国道一等」に格付けされる。	
明治11年	1878	明治天皇、北陸東海御巡幸。郡制施行される。	明治天皇、松井田に宿泊、五料、坂本、栗ヶ原、峠町で小休する。御巡幸道路が開通する。
明治14年	1881		碓氷郡官林簿
明治17年	1884	上野高崎間に鉄道開通する。明治天皇、高崎に行幸。	碓氷峠に新道が開通する。
明治26年	1893	信越線高崎直江津間全通する。	横川・軽井沢間アプト式を採用して開通する。碓氷馬車鉄道が廃止される。
明治44年	1911	浅間山が噴火する。	降灰により養蚕不作。
大正12年	1923	関東大震災、東京で40万戸焼ける。	妙義山国指定名勝となる。
昭和8年	1933		安中市市の杉並木天然記念物として国指定される。
昭和11年	1936		国道18号線完成
昭和30年	1955	第一回原水禁世界大会、八ヶ町村合併による安中町が発足する。	・安政遠足「まらそん侍」としてラジオ放送と映画化される。 ・碓氷関所跡史跡に指定される。
昭和32年	1957		坂本ダムが完成する。
昭和34年	1959	皇太子殿下（現上皇陛下）御成婚。	浅間山が噴火する。
昭和35年	1960	安保闘争起こる。NHKカラーテレビ放送を開始。	碓氷関所東門復元される。
昭和37年	1962	信越線高崎・横川間電化完成する。	
昭和38年	1963		国鉄碓氷新線開通しアプト式が廃止される。
昭和41年	1966		熊ノ平駅が廃止される。
昭和46年	1971	沖縄返還協定調印。	碓氷バイパス開通する。
昭和50年	1975	天皇皇后両陛下訪米。エリザベス女王来日。	第一回「安政遠足」が実施される。 霧積ダム完成する。
平成8年	1996		歴史の道百選「中山道碓氷峠越」が選定。

(文献 4-2～文献 4-9)

(2) 中山道碓氷峠越の往時の姿（史資料、絵図から）

史資料、絵図から、往時の中山道碓氷峠越とその周辺の姿を整理した。なお、史資料の詳細については、資料編を参照。

①立地状況

- ・信濃と上野の国境にあたり、茶屋と熊野権現神社がある。
- ・名山図譜「碓氷嶺」には、峠の茶屋と中山道、中山道を歩く旅人が描かれている。茶屋の屋根には石が積まれており、山間部で風が強いことを想像させる。
- ・木曾街道六十九次之内絵図より、坂本宿からみえる勿石山は、大きく高くそびえて見えた様子が描かれている。ここからは妙義山、筑波、秩父の嶺をはじめ、坂東八か国の山々に二荒山、榛名山、赤城山などもみえる。
- ・古来より著名な戦場であった。
- ・鹿が多い。毛が真っ白で雪のような鹿がいたりする。
- ・寒さが厳しく、五穀は熟せず野菜も育たないほど。峠には霧が立ち込める。
- ・栗原平から左方に天狗岩、その向かいに榛名山、赤城山が連なって見える。
- ・紅葉狩りができる紅葉の名所。見晴台から熊ノ平に至る道で、左右見渡す山の紅葉は壮観（計画対象範囲外）。
- ・峠を下る途中にススキが多い区間が半里ほどある。
- ・地蔵岩の後ろに見える妙義山、険しい黒い岩が切り立つ。

②道中の場所について

- ・勿石坂：石が多い難所、坂本宿方面に下った東の方。東へ向かう下り坂を下った先にのぞき茶屋があり、これより下り十八町の坂道が険しく通過が困難。峠を坂本宿方面に下ったあたりに大石を切り開いて道を通したという坂がある。近くに休憩できる立場（勿石茶屋）がある。この茶屋の庭には、八重桜が咲いている。
- ・三枚石：難所、道が狭く、馬で行くのも難しい。
- ・堀切：かんば坂を過ぎた先にある深い谷に道が一筋続く場所。一方は山高く、一方は非常に深い谷で見るとつらい険しいところである。岩を切り開いた道であるため、雨で滑りやすく歩きにくい。
- ・山中坂：山中村にあり、餅を売る茶屋（山中の茶屋）がある。桃の花が多い。山中茶屋の奥に地蔵堂がある。
- ・ひじり沢～から沢：長い坂、立場の茶屋あり。
- ・施行所：文政11（1828）年にできた施行所は、安政5（1858）年の須藤登喜江家資料中山道絵図には描かれている。

③絵図からの把握

絵図には、歴史的資産が絵や文字で表現されており、往時を伝える内容が多く含まれている。本範囲を整備するうえで重要な絵図（図4.2～図4.10）を掲載し、その絵図の特徴を整理する。

<道筋に関する絵図>

- ・伊能大図：当時の測量精度で描かれているが、実測図であるために、道の曲がり方などは往時の中山道の姿を現している。碓氷峠村、山中、羽根石の文字もみられる。
- ・上野國碓氷郡坂本驛図：明治9（1876）年に作成された図で、明治の大合併前（明治21（1888）年）のものである。この公図のほか、地籍ごとの公図もあり、道の形や道幅の記述が参考となる。
- ・分間延絵図：江戸幕府が中山道の状況を把握するために、道中奉行に命じて作成した詳細な絵地図。絵図には、問屋、本陣、脇本陣、寺社、一里塚、道標、橋、高札なども描かれている。宿村大概帳の記述を重ね合わせたものを51～52ページにまとめる。
- ・碓氷郡官林簿：明治14～15（1881～1882）年に作成され、群馬県行政文書のひとつで、国の重要文化財に指定されている。国有林を管理するための図面として、道筋が描かれている。

<道沿いの資産に関する絵図>

- ・岐蘇路安見絵図：見開きにして一宿の道中の様子を絵図としてまとめたもので、川や橋、一里塚や遠くに見える山の名前、名物まで紹介している当時のガイドブックである。坂本宿の絵図が、中山道碓氷峠越の範囲となっている。
- ・東都道中分間絵図：作者は鈴木魚都里（上越高田藩々士）で、道の形、道沿いから見える良好な眺望地点の位置（妙義山や榛名山、坂本宿）などが書かれている。
- ・須藤登喜江家資料中山道絵図：この絵図は、長坂分岐から山中茶屋までの絵図であり、カラ沢、施行場、長坂分岐近くの八崎掛橋が表現されている。
- ・無款（溪斎英泉）「木曾海道六拾九次之内 坂本」：浮世絵木版画の連作のひとつの絵図（18番目坂本）である。坂本の宿場町と高くそびえる剱石山が描かれている。



図4.2 伊能大図

- ・中山道付近は、信越道沿岸における第3次測量（1802）に作成される。
この図は伊能大図の第95号「信濃」「上田」「上野」「安中」「碓氷峠」にあたる。
- ・大きさは、104.5cm縦×175.5cm横

（文献4-11）

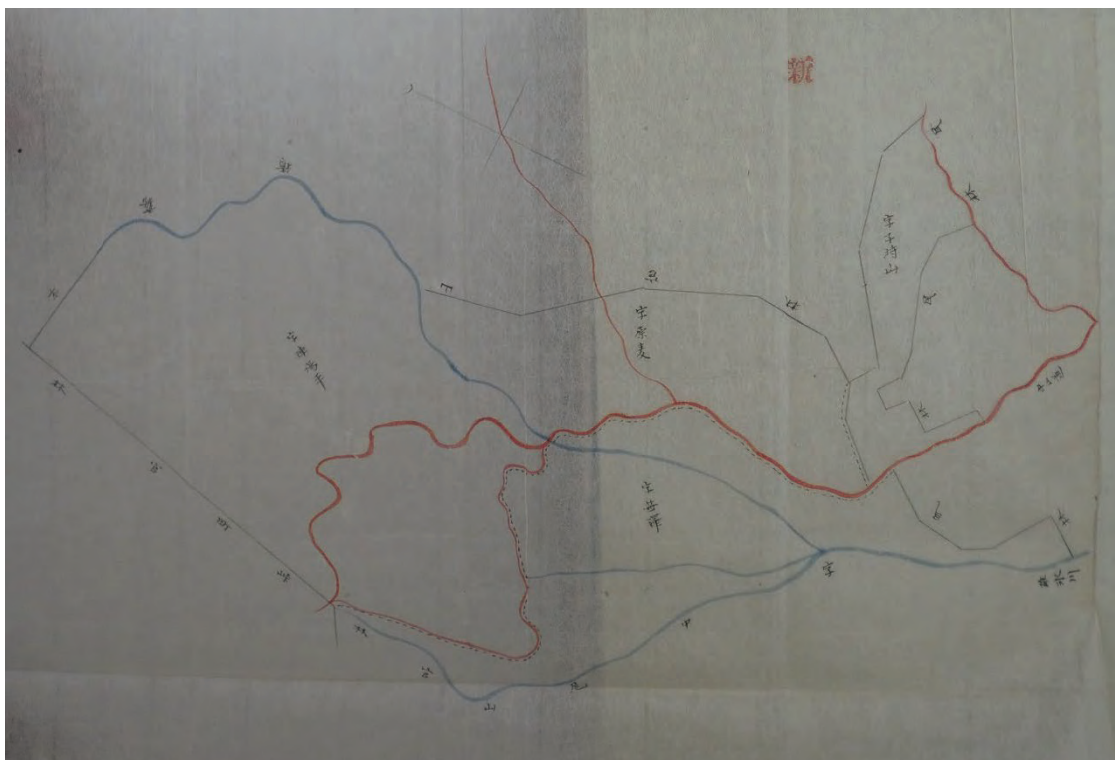


図4.3 上野国碓氷郡坂本村陣場原・笹沢・原麦・子持山の図
(群馬県行政文書「官林簿」 文献4-12)

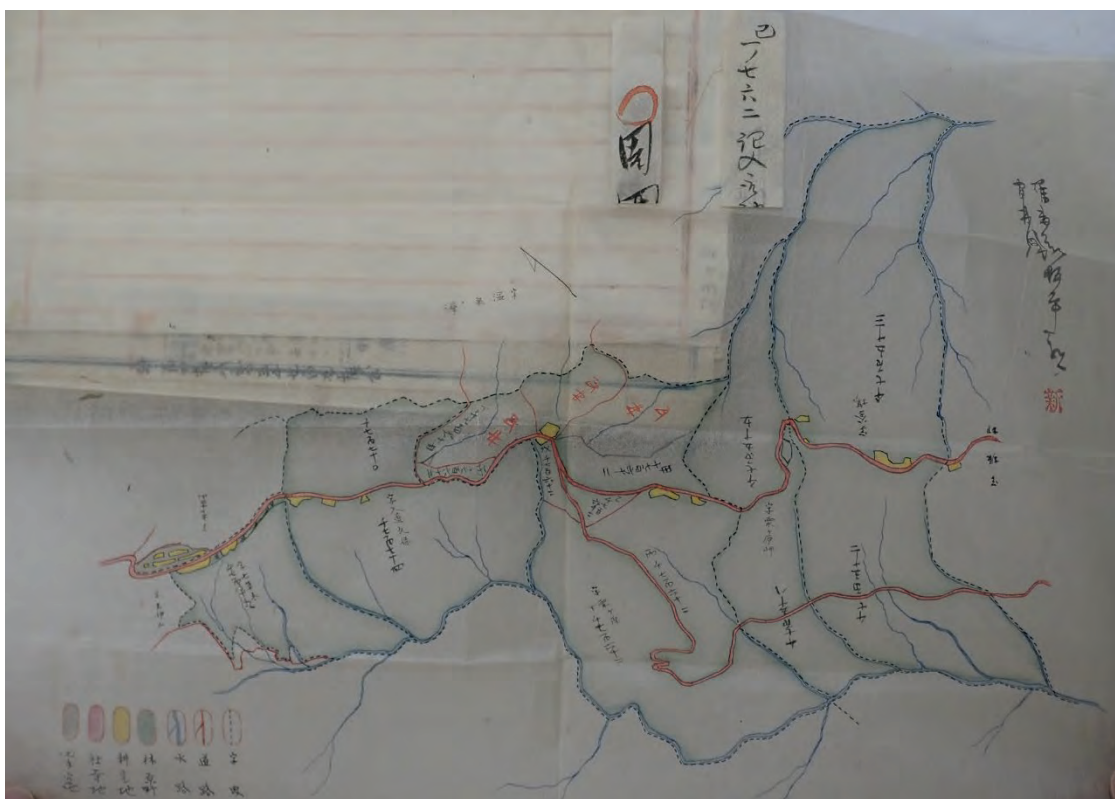


図4.4 上野国碓氷郡坂本村堀切・釜場・栗ヶ原岬の図
(群馬県行政文書「官林簿」 文献4-12)



図4.5 上野國碓氷郡坂本驛図（明治9（1876）年12月）
（文献4-13）

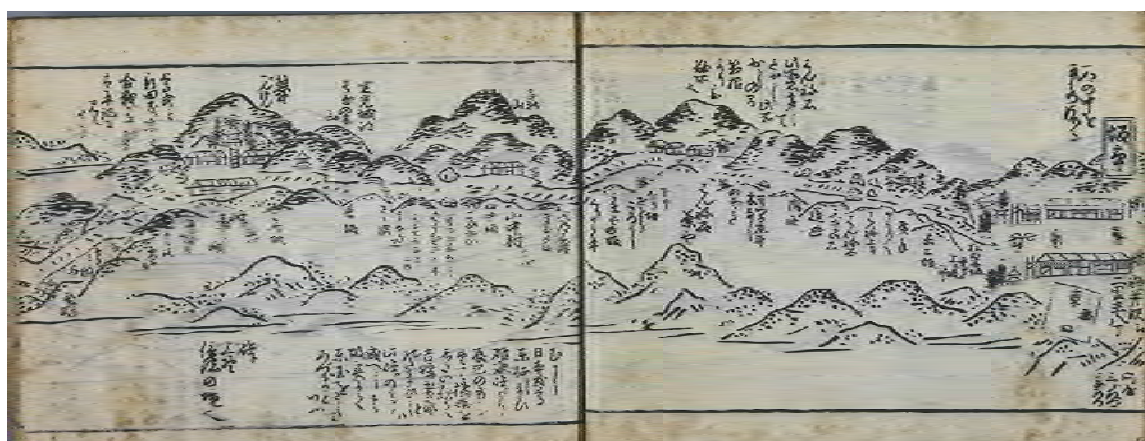


図4.6 岐蘇路安見絵図（宝暦6（1756）年）
（文献4-14）

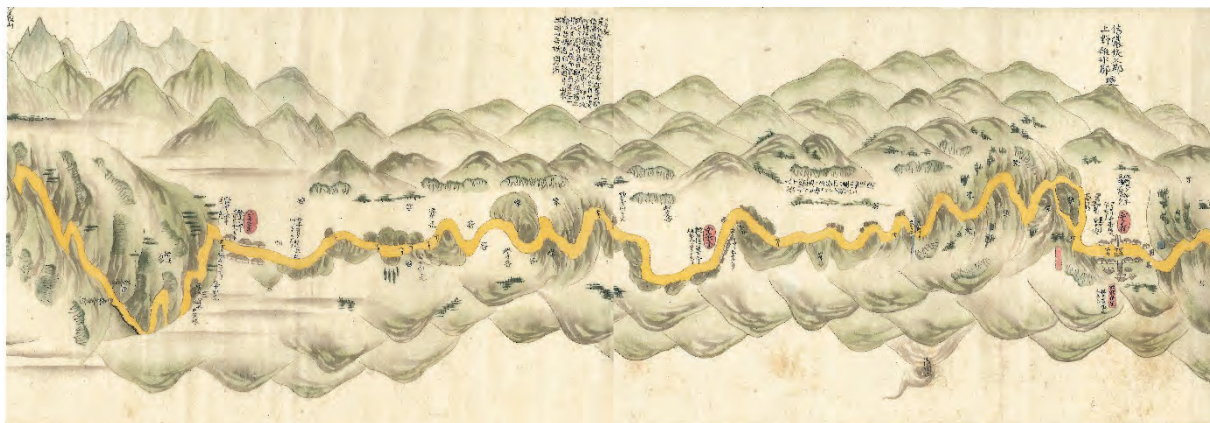


図4.7 東都道中分間絵図（文化7（1810）年）（文献4-15）



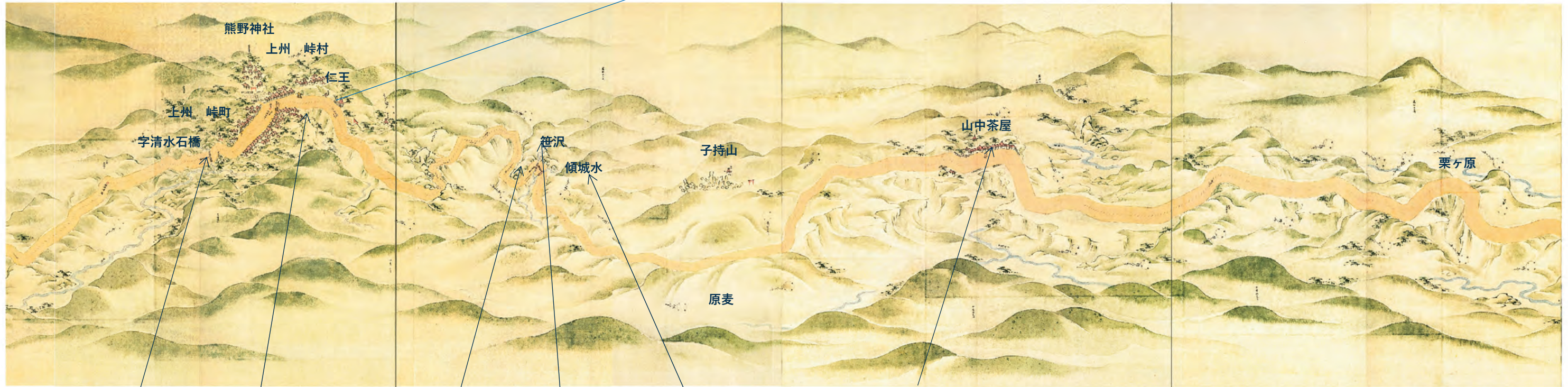
図4.8 須藤登喜江家資料中山道絵図（安政5（1858）年）（文献4-16）



図4.9 坂本宿の絵図（無款（溪斎英泉）「木曾海道六拾九次之内 坂本」
（天保6～7（1835-36）年）中山道広重美術館所蔵）（文献4-17）

・分間延絵図（文化3（1806）年）と宿村大概帳の関係は様々な説があるが、ここでは、分間延絵図内に、宿村大概帳の記述を重ね合わせた。

⑨原村境より碓氷峠仁王下まで 往還長5343間(6314.45m) 道幅 5間より6間まで(9.1~10.9m)



⑩自普請を行う。
水抜西出口か
石橋 長さ4尺2寸 9尺

⑪碓氷峠に上州・信州国境傍示杭あり。
碓氷峠右之方は、熊野神社 左の方に国
境の杭あり。

⑫峠の内、字笹沢
御免永代人馬施行

⑬自普請を行う。
字笹沢 石橋 長さ7尺
(2.1m) 横1丈(3m)

⑭自普請を行う。
字傾城水 土橋 長さ5尺
(1.5m) 横7尺(2.12m)

⑮此の宿より軽井沢宿までに立場 2箇所。
同宿地先 碓氷峠地内字 山中
坂本宿に1里28町(6981.84m)
軽井沢宿に1里6町27間(4613.75m)

⑯此の宿より軽井沢宿までに立場 2箇所。
坂本宿地先 碓氷峠村地内字 羽根石
坂本宿に24町(2618.1816m)
軽井沢宿に2里1町27間(7995.6m)

⑰碓氷御関所遠見番所 1箇所、碓氷峠坂字松
木坂上にあり、堂峰番所

⑱自普請を行う。
字樋口 石橋 長さ5尺 横8尺

宿村大概帳からこの区間の全体の特徴を整理

- ①此の宿より軽井沢宿までの往還並木なし
- ②此の宿より軽井沢宿までの一里塚なし
- ③此の宿入口 南の方地境に杭1箇所あり。
- ④此の宿 一躰 山坂多し、
- ⑤尤左右見渡すと、山々が多い。
- ⑥脇道なし、田畑耕地に出る小道多し、
- ⑦此の宿より、軽井沢宿までの間、最寄りの御林はない
- ⑧坂本宿往還通道・橋・樋類・川除等御普請所・自普請所



⑲中尾山入道一箇所あり。

⑳此の宿 往還通両側町並みにて、そのほか並
木敷地なし。

図4.10 対象区間の分間延絵図
(宿村大概帳の記述と重ね合わせ)
(文献4-18)

4.2 中山道碓氷峠越（熊野神社からカーブ9までの古道）の道筋と資産

中山道碓氷峠越の道筋と道沿いの資産について、史資料から分析を行った。また、現在の状況との比較を行いながら、整備の際に留意しなくてはならない資産を浮き彫りにした。現在の道筋は、別荘跡地が立地する区間以外は、往時の道筋であることが、概ね特定された。石造物などの資産は消失しているものがあるが、現存しているものもみられた。

（1）史資料からわかる中山道碓氷峠越の道筋の分析

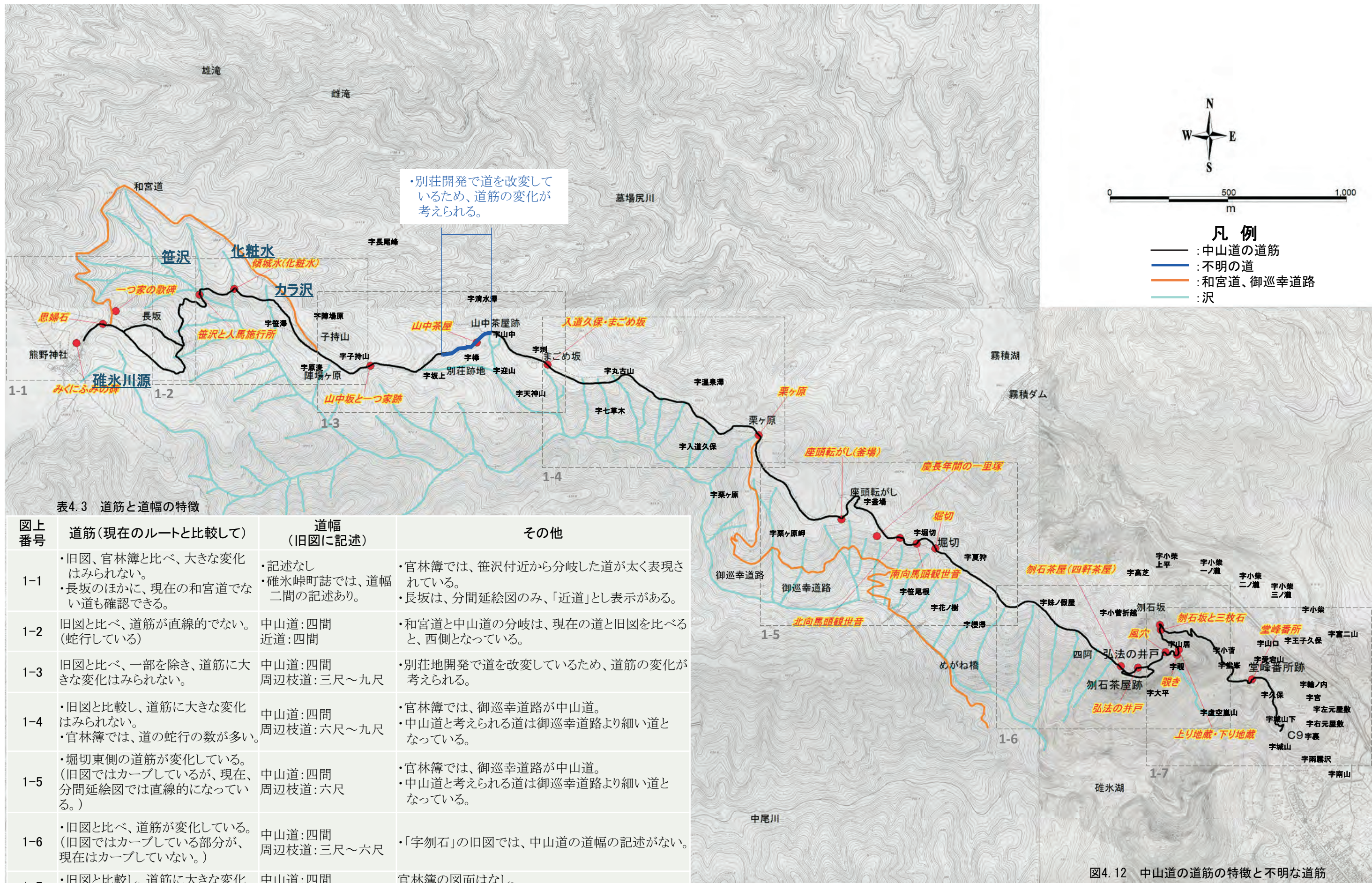
「分間延絵図」、「碓氷郡官林簿」、「伊能大図」、「旧図」の絵図等の道筋と現在（実測ルート）の道筋を比較する方法で分析を行った（下図）。その結果、実測ルートがほぼ中山道の道筋であることがわかった。【次ページ図4.12参照：（黒線が中山道の道筋）】

なお、後述する発掘（確認）調査によると、往時の道の硬化面は経年の雨水による土壌侵食により、確認できなかったが、上記の史資料で比べる限り、現在の実測ルートが往時の中山道であることがほぼ特定された。

なお、ルートの特定が不明な箇所は、別荘跡地の区間（青色の線、道の改変のため、道筋が、変化している）の1箇所のみである。この特定は、引き続き調査を行っていく必要がある。



図 4.11 道筋の分析の方法（7分割して、それぞれ比較した。次ページ参照）



・別荘開発で道を改変しているため、道筋の変化が考えられる。

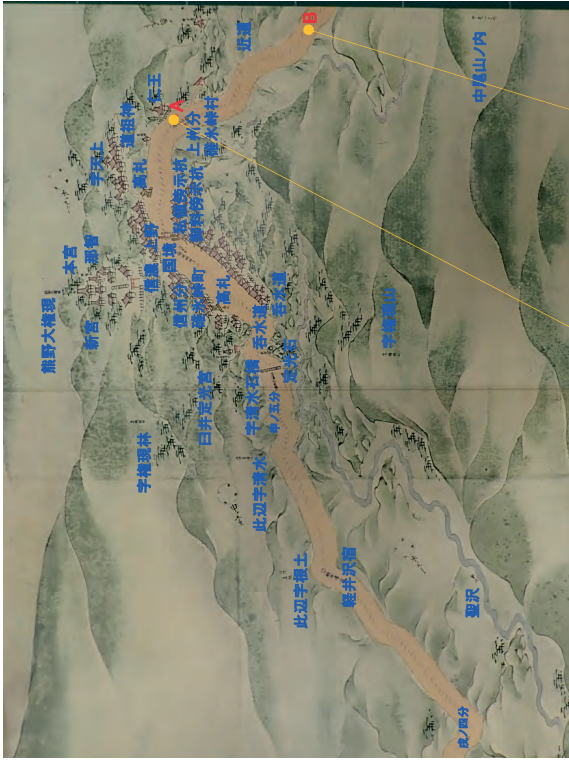
- 凡例**
- : 中山道の道筋
 - : 不明の道
 - : 和宮道、御巡幸道路
 - : 沢

表4.3 道筋と道幅の特徴

図上番号	道筋(現在のルートと比較して)	道幅(旧図に記述)	その他
1-1	・旧図、官林簿と比べ、大きな変化はみられない。 ・長坂のほかに、現在の和宮道でない道も確認できる。	・記述なし ・碓氷峠町誌では、道幅二間の記述あり。	・官林簿では、笹沢付近から分岐した道が太く表現されている。 ・長坂は、分間延絵図のみ、「近道」とし表示がある。
1-2	旧図と比べ、道筋が直線的でない。(蛇行している)	中山道: 四間 近道: 四間	・和宮道と中山道の分岐は、現在の道と旧図を比べると、西側となっている。
1-3	旧図と比べ、一部を除き、道筋に大きな変化はみられない。	中山道: 四間 周辺枝道: 三尺~九尺	・別荘地開発で道を改変しているため、道筋の変化が考えられる。
1-4	・旧図と比較し、道筋に大きな変化はみられない。 ・官林簿では、道の蛇行の数が多い。	中山道: 四間 周辺枝道: 六尺~九尺	・官林簿では、御巡幸道路が中山道。 ・中山道と考えられる道は御巡幸道路より細い道となっている。
1-5	・堀切東側の道筋が変化している。(旧図ではカーブしているが、現在、分間延絵図では直線的になっている。)	中山道: 四間 周辺枝道: 六尺	・官林簿では、御巡幸道路が中山道。 ・中山道と考えられる道は御巡幸道路より細い道となっている。
1-6	・旧図と比べ、道筋が変化している。(旧図ではカーブしている部分が、現在はカーブしていない。)	中山道: 四間 周辺枝道: 三尺~六尺	・「字刳石」の旧図では、中山道の道幅の記述がない。
1-7	・旧図と比較し、道筋に大きな変化はみられない。	中山道: 四間 周辺枝道: 六尺~二間	官林簿の図面はなし。 鉄塔は、S63~H4の間に建設

図4.12 中山道の道筋の特徴と不明な道筋 (使用地形図 文献4-10)

参考



(文献4-18)



(文献4-13)

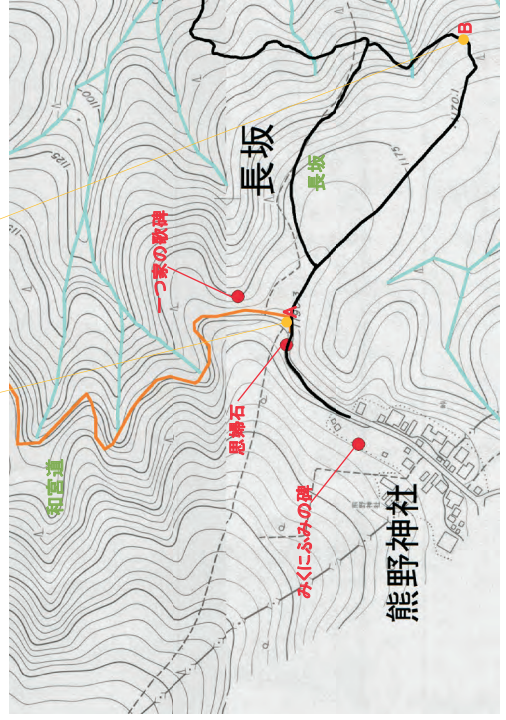
①道幅
道幅の記述なし

熊野神社まで図面がない



(文献4-12)

②官林簿では、笹沢付近から分岐した道が太く表現されている。
③長坂の表現がない。



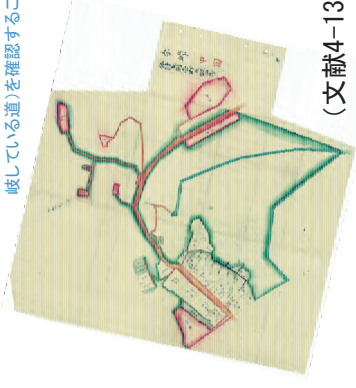
④現在の道形は旧図、官林簿と比べ、大きな変化はみられない。

(使用地形図 文献4-10)



(文献4-19)

⑤昭和50(1975)年の空中写真をみると
黄色の道形(官林簿で示されている笹沢から分岐している道)を確認することができる。



(文献4-13)



(文献4-11)

⑥長坂の表現がない。

(文献4-11)



(文献4-12)

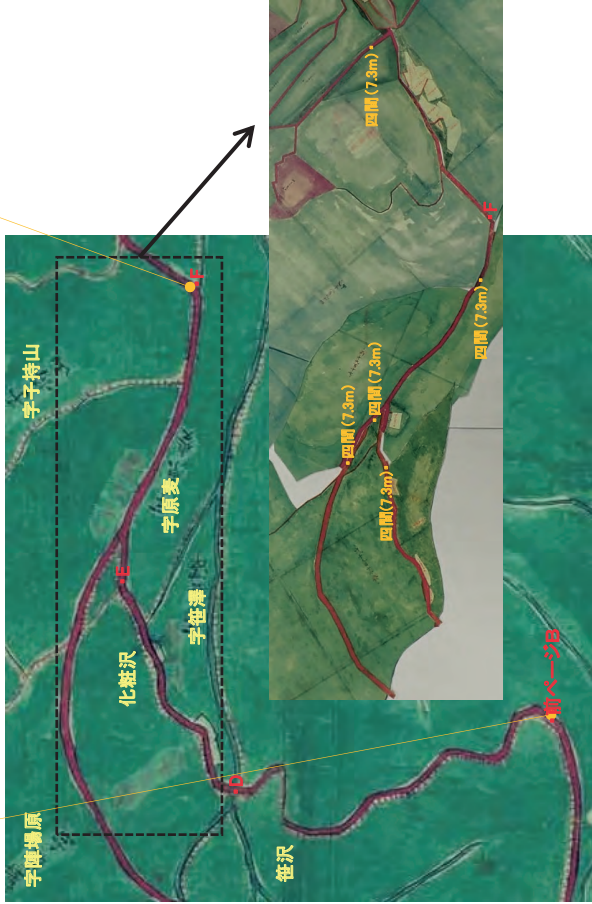


(文献4-18)



(文献4-12)

(文献4-18)



(文献4-13)

①道幅
中山道: 四間
近道: 四間



(文献4-12)



(使用地形図 文献4-10)

- ②旧図と比べ、道形が蛇行している。
 - ③和宮道と中山道の分岐は、旧図では、E地点付近と考えられる。
- ※1 現在のトラバース道は新たに設置されたのか。
一和宮道の道形が変化しているとも考えられるが、中山道の道形は、現況と同じとする。



(文献4-18)



①道幅
中山道、四間
周辺、三尺〜九尺

(文献4-13)



(文献4-12)

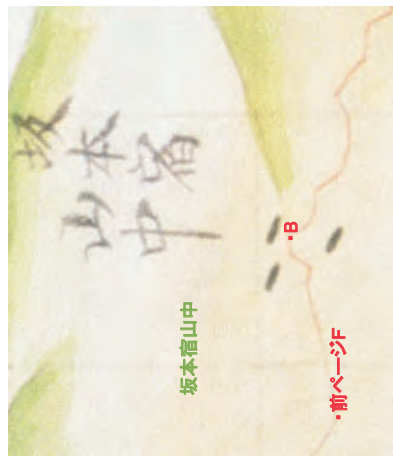


(文献4-12)



※1 旧図と比較し、現在ではカーブの形が変化している。
一別荘地開発で道を改変しているため、道形の変化が考えられる。

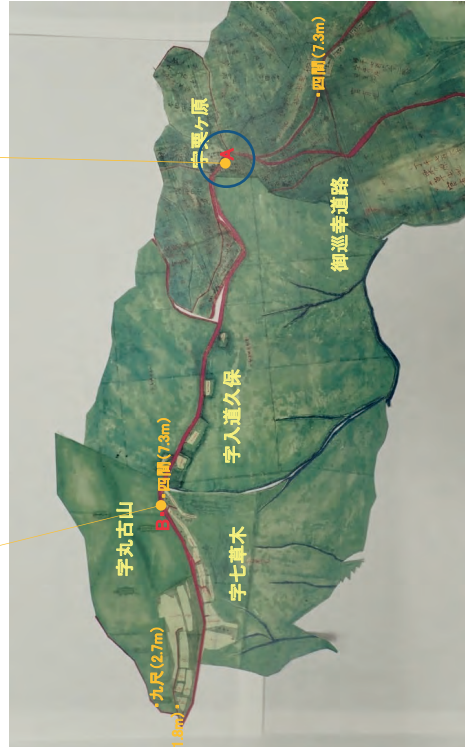
(使用地形図 文献4-10)



(文献4-11)



(文献4-18)



(文献4-13)

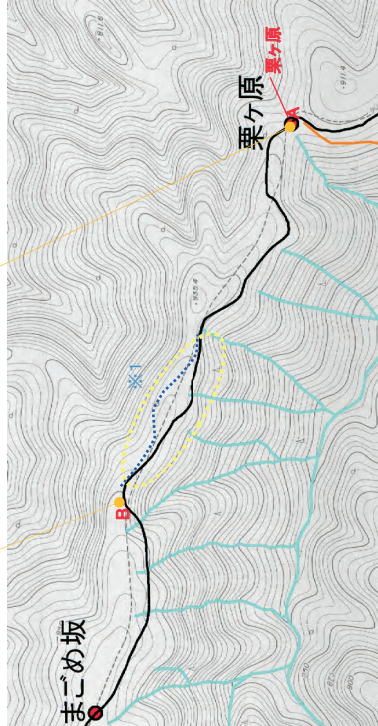
①道幅
中山道：四間
周辺：六尺～九尺



(文献4-12)



(文献4-12)



(使用地形図 文献4-10)



(文献4-11)

- ②官林簿では、御巡幸道路が中山道と
なっている。
- ③中山道と考えられる道は御巡幸道路
より細い道となっている。

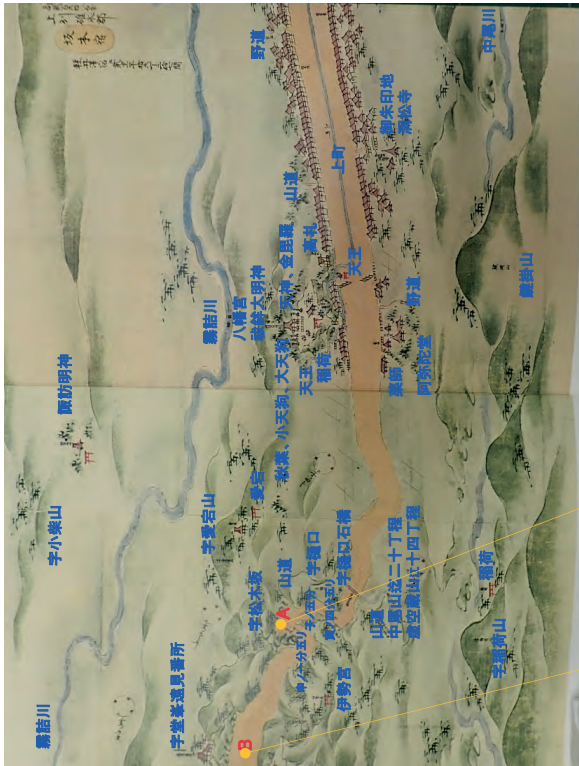
④旧図と比較し、道形に大きな変化はみられない。

※1 官林簿と比較した結果、官林簿では、道形の蛇行の数が多
い。(旧図と現在の道は類似している。)
一官林簿と比較し、現状の道形が異なっているが、旧図では
現状の道形と類似している。

官林簿には図面なし
(この範囲は民有林である)



(文献4-11)



(文献4-18)



(使用地形図 文献4-10)



(文献4-13)

(2) 往時の中山道の道沿いの歴史的資産について

本項では、史資料、絵図から、往時の中山道碓氷峠越とその周辺の姿を整理した。

中山道碓氷峠越とその周辺に現存している歴史的資産と時代区分を整理した。本範囲とその周辺には、21箇所の歴史的資産が現存しており、解説サインで案内されている。

江戸時代を主とした歴史的資産であるが、一部、安土桃山時代、昭和中期の資産も点在している（次ページ参照）。

「分間延絵図」、「岐蘇路安見絵図」、「伊能大図」の3つの絵図と現在を比較し、歴史的資産の有無の状況を整理した。その結果、分間延絵図にあるが、現在これらの資産を紹介されていない資産として、高札、道祖神、芭蕉塚、虚空蔵堂、伊勢宮などいくつかあった。これらは、資産があった場所にサイン等で紹介する必要があるかなどを今後、検討する必要がある。

・次ページ以降は、全区間を7分割してとりまとめている。
 (オレンジ色 1/7~7/7)
 ・表中の赤文字は、「分間延絵図」のみ
 ・表中の青文字は、現在のみ
 ・表中の緑文字は、「岐蘇路安見絵図」のみ

表4.8 各絵図等に記載されている歴史的資産 (5/7)

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
5/7-1	かまばの坂	-	-	-
2-	ざとところがし	-	-	座頭転がし(釜場)
3-	ほり切	-	-	堀切
4-	下り	-	-	-
5-	-	-	-	慶長年間の一里塚
6-	-	-	-	北向馬頭観音
7-	-	-	-	南向馬頭観音

表4.9 各絵図等に記載されている歴史的資産 (6/7)

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
6/7-1	吞水道(弘法の井戸へ?)	-	-	安政遠足のコースとなっている道路
2	芭蕉塚	-	-	-
3	弁天	-	-	-
4	虚空蔵堂	-	-	-
5-	-	はんね石茶や	-	芻石茶屋(四軒茶屋)
6-	-	のぞき	-	覗き
7-	-	一りつか左ばかり木なし	-	-
8-	-	風穴	-	○
9-	-	追込	-	-
10-	-	三まい石	-	-
11	羽根石	はんね石	羽根石	芻石坂と三枚石
12-	-	はね上り	-	-
13-	-	-	-	弘法の井戸
14-	-	-	-	芻石坂の石造仏群と柱状節理
15-	-	-	-	上り地蔵・下り地蔵

表4.10 各絵図等に記載されている歴史的資産 (7/7)

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
7/7-1	字堂峰遠見番所	堂峰番所(絵の表現で判断)	-	堂峰番所
2	伊勢宮	-	-	-
3	山道	-	-	-
4	稲荷	-	-	-
5	愛宕	-	-	-
6-	-	かりかり	-	-
7-	-	廣手	-	-
8-	-	赤土坂	-	-
9	字松木坂	松の木坂	-	-



(参考) 現存する歴史的資産とその時代区分

No.	名称	時代区分
1	みくにふみの碑	昭和30年
2	思婦石	江戸時代(安政)
3	一つ家の歌碑	江戸時代末期
4	笹沢と人馬施行所	江戸時代(文政)
5	傾城水(化粧水)	-
6	山中坂と一つ家跡	-
7	山中茶屋	江戸時代(慶安)
8	入道久保・まごめ坂	-
9	栗ヶ原	-
10	座頭転がし(釜場)	-
11	慶長年間の一里塚	江戸時代(慶長)
12	二つの馬頭観世音	江戸時代(文化)
13	堀切	安土桃山時代
14	芻石茶屋(四軒茶屋)	-
15	弘法の井戸	-
16	風穴	-
17	覗き	-
18	上り地蔵・下り地蔵	室町時代以前
19	芻石坂と三枚石	-
20	芻石坂の石造仏群と柱状節理	江戸時代(文政)
21	堂峰番所	江戸時代(元和)

表4.4 各絵図等に記載されている歴史的資産 (1/7)

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
1/7-1	高札	-	-	-
2	道祖神	-	-	-
3	仁王	-	-	思婦石(この資源を仁王としてよいか?)
4	御料傍示杭	-	-	○
5	私領傍示杭	-	-	○
6	近道	-	-	中山道の道筋(現在廃道)
7	熊野大権現	熊野ごんげん	熊野社	熊野神社
8-	-	はつ坂	-	-
9-	-	長坂	-	長坂
10-	-	-	-	みくにふみの碑
11-	-	-	-	一つ家の歌碑
12	定兼の社	定兼城跡	-	-
13-	-	立場茶屋	-	-
14-	-	-	-	和宮道(御巡幸道路)
15-	-	はなの木山	-	-

表4.5 各絵図等に記載されている歴史的資産 (2/7)

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
2/7-1	近道	-	-	長坂分岐
2	化粧沢	-	-	傾城水(化粧水)
3	稲荷	-	-	-
4	字笹沢	ささ沢	-	笹沢と人馬施行所
5	字笹沢石橋	-	-	-
6	字傾城水土橋	-	-	-
7-	-	-	-	-
8-	-	うなり石	-	-
9-	-	ばらむぎか平	-	-
10	字子持山	子持山	-	子持山

表4.6 各絵図等に記載されている歴史的資産 (3/7)

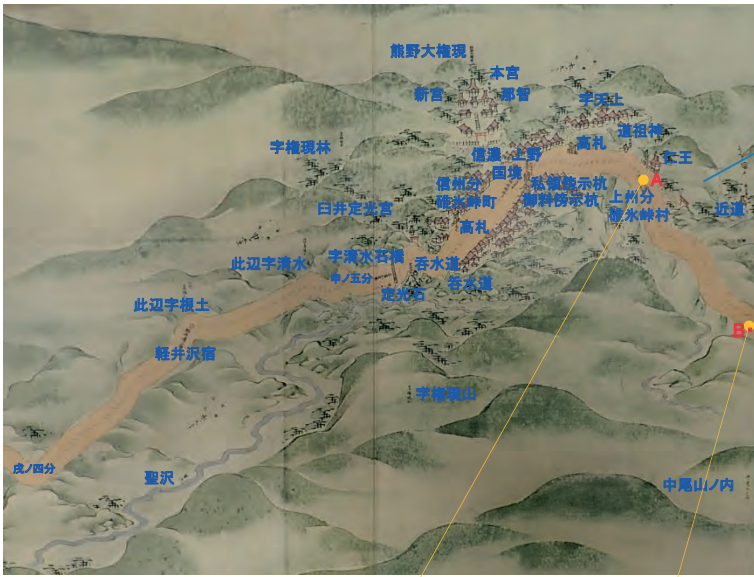
NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
3/7-1	一里塚のようなもの(文字なし)	一里塚木なし	-	-
2-	-	ひやい	-	-
3	地蔵堂	-	-	-
4-	-	-	-	別荘地
5-	-	立場茶屋	山中	山中茶屋
6-	-	山中坂	-	-

表4.7 各絵図等に記載されている歴史的資産 (4/7)

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
4/7-1	-	まごめ坂 入道くぼ	-	入道久保・まごめ坂
2-	-	くりから平	-	栗ヶ原

図4.13 中山道沿いの歴史的資産の概要

(使用地形図 文献4-10)



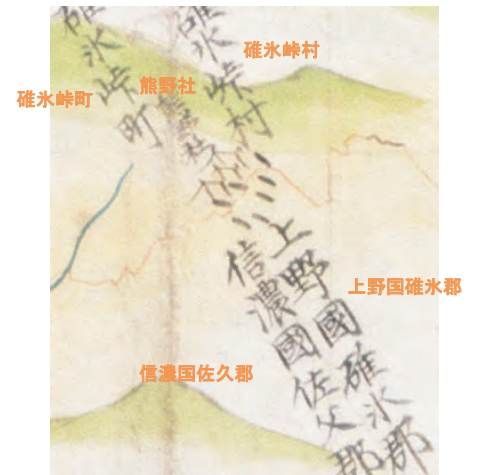
(文献4-18)



(文献4-14)



(文献4-13)



(文献4-11)

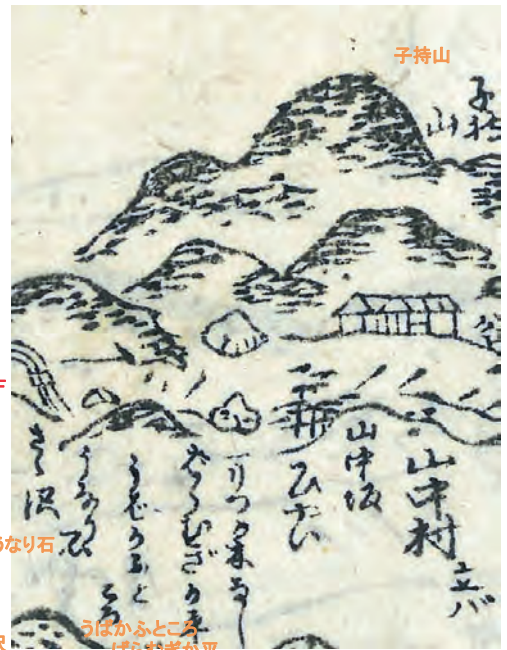


(使用地形図 文献4-10)

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
1	高札	-	-	-
2	道祖神	-	-	-
3	仁王	-	-	思婦石?
4	御料傍示杭	-	-	○
5	私領傍示杭	-	-	○
6	近道	-	-	中山道の道筋 (現在廃道)
7	熊野大権現	熊野ごんげん	熊野社	熊野神社
8	-	はつ坂	-	-
9	-	長坂	-	長坂
10	-	-	-	みくにふみの碑
11	-	-	-	一つ家の歌碑
12	定兼の社	定兼城跡	-	-
13	-	立場茶屋	-	-
14	-	-	-	和宮道
15	-	はなの木山	-	-



(文献4-18)



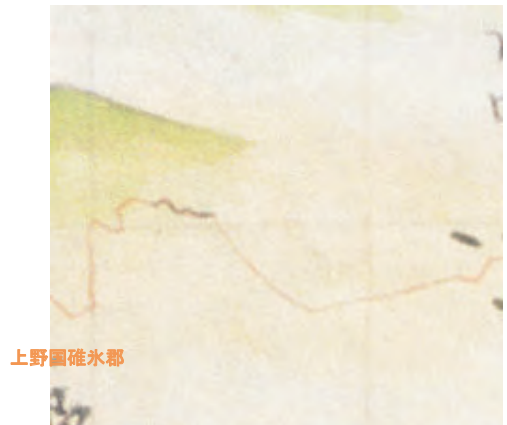
(文献4-14)



(文献4-13)



(使用地形図 文献4-10)



(文献4-11)

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
1	近道	-	-	長坂分岐
2	化粧沢	-	-	傾城水(化粧水)
3	稲荷	-	-	-
4	宇笹沢	ささ沢	-	笹沢と人馬施行所
5	宇笹沢石橋	-	-	-
6	宇傾城水土橋	-	-	-
7	-	-	-	-
8	-	うなり石	-	-
9	-	ばらむぎか平	-	-
10	宇子持山	子持山	-	子持山



(文献4-18)

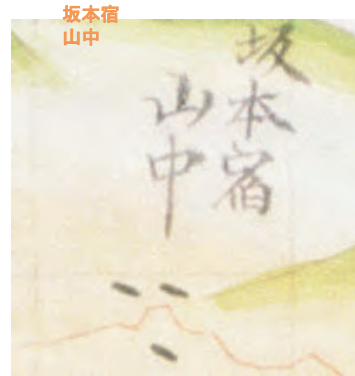
一里塚があるという記述はないが、塚と木が描かれている。



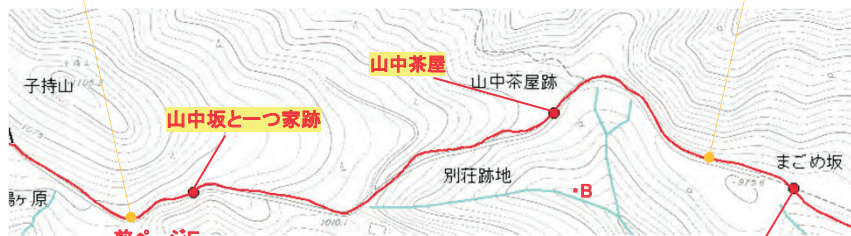
(文献4-14)



(文献4-13)



(文献4-11)



(使用地形図 文献4-10)

入道久保・まごめ坂

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
1	一里塚のようなもの(文字なし)	一里塚木なし	-	-
2	-	ひやい	-	-
3	地藏堂	-	-	-
4	-	-	-	別荘地
5	-	立場茶屋	山中	山中茶屋
6	-	山中坂	-	-



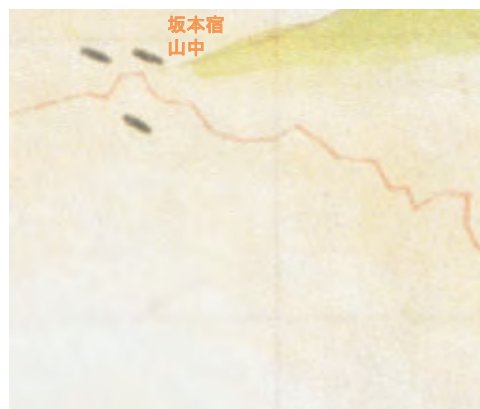
(文献4-18)



(文献4-14)



(文献4-13)



(文献4-11)

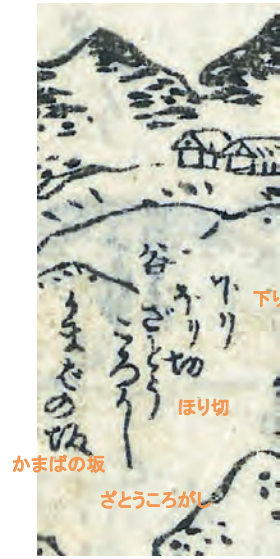


(使用地形図 文献4-10)

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
1-		まごめ坂 入道くぼ	-	入道久保・まごめ坂
2-		くりから平	-	栗ヶ原



(文献4-18)



(文献4-14)



(文献4-13)



(文献4-11)

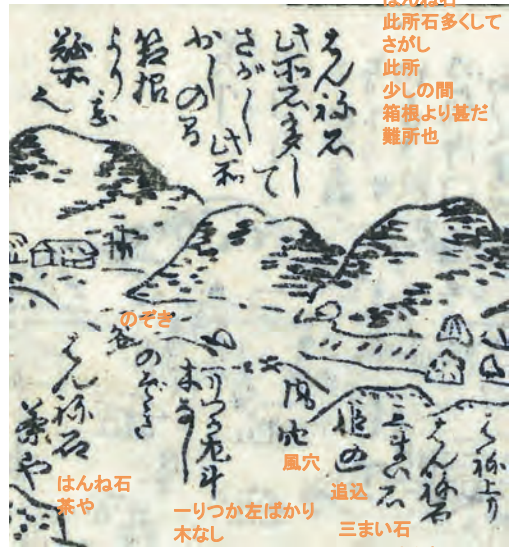


(使用地形図 文献4-10)

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
1-	かまばの坂	-	-	-
2-	ざとところがし	-	-	座頭転がし(釜場)
3-	ほり切	-	-	堀切
4-	下り	-	-	-
5-	-	-	-	慶長年間の一里塚
6-	-	-	-	北向馬頭観音
7-	-	-	-	南向馬頭観音



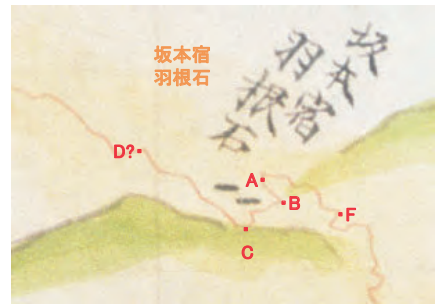
(文献4-18)



(文献4-14) はんね石 はね上り



(文献4-13)



(文献4-11)



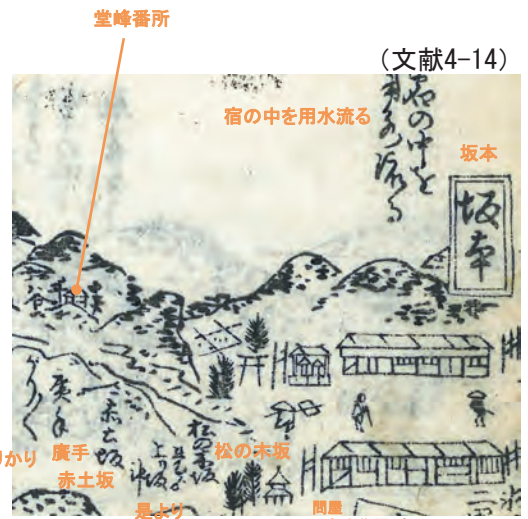
(使用地形図 文献4-10)

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
1	香水道(弘法の井戸へ?)	-	-	-
2	芭蕉塚	-	-	-
3	弁天	-	-	-
4	虚空蔵堂	-	-	-
5	-	はんね石茶や	-	剝石茶屋(四軒茶屋)
6	-	のぞき	-	覗き
7	-	一りつか左ばかり 木なし	-	-
8	-	風穴	-	○
9	-	追込	-	-
10	-	三まい石	-	-
11	宇羽根石	はんね石	羽根石	剝石坂と三枚石
12	-	はね上り	-	-
13	-	-	-	弘法の井戸
14	-	-	-	剝石坂の石造仏群と柱状節理
15	-	-	-	上り地藏・下り地藏



(文献4-18)

高二百六十八石余
上州碓氷郡
坂本宿
輕井沢宿立二里半十六丁二十七間



(文献4-14)

かりかり 廣手坂 赤土坂 松の木坂
是より上り坂ばかり
問屋 三郎左衛門(金井) 下の本陣 後左衛門(佐藤) 下の本陣
坂本宿 羽根石
輕井沢江 二里半八丁



(文献4-13)



(文献4-11)



(使用地形図 文献4-10)

鉄塔(西群馬幹線)
この幹線全体の着工は昭和63(1988)年
竣工は平成4(1992)年

NO	分間延絵図	岐蘇路安見絵図	伊能大図	現在
1	宇堂峰遠見番所	堂峰番所(絵の表 現で判断)	-	堂峰番所
2	伊勢宮	-	-	-
3	山道	-	-	-
4	稻荷	-	-	-
5	愛宕	-	-	-
6	-	かりかり	-	-
7	-	廣手	-	-
8	-	赤土坂	-	-
9	松木坂	松の木坂	-	-

4.3 往時の道の管理・利用について

中山道は、江戸時代における全国の主要な交通路にあたる五街道のひとつであり、とりわけ、本道は碓氷関所が近くにあるために、通行の記録などが多くみられる。

中山道の管理は、沿道、近隣の村々が行っていた。

中山道の利用形態としては、夜間利用はないような記録がみられる。冬季利用については降雪のための通行規制をかけている記録はみられないが、浅間山噴火の際は、通行止めをしている記録は確認できた。

本項では、中山道全体および本区間の道の管理と利用についてとりあげ、整理した。

(1) 往時の中山道の管理の概要

『群馬県史』によると、中山道の管理の概要は以下のとおりである。(19)

五街道から分かれて数多くの支線があり、それらは総称して脇往還または脇街道と呼ばれた。五街道と脇往還のなかでも特に重要な道筋は幕府の道中奉行が管理し、それ以外の脇往還は勘定奉行の管轄下に置かれていた。

江戸の外郭といわれる上野国（現在の群馬県）は、地理的には北に佐渡国の金山、東に下野国足尾銅山や日光東照宮などの幕府の直轄地が控え、単に政治面ばかりではなく交通政策上からも重要な位置を占めていた。このため江戸時代には多くの主要な街道や脇往還が整備されることとなった。そのなかでも最も重要な幹線路が中山道であり、江戸と京都を結ぶ東海道の裏通りとしての役割を担ったのである。

註 19：文献 4-20 を参照

(2) 『近世交通史の研究』から

『近世交通史の研究』における中山道全体に関する記述をもとに、道の管理について以下に整理する。(20)

- ・東海道に次いで伝馬制を実施（慶長 7（1602）年）。
- ・常備人馬数：50 人 50 疋（ひき）（寛文 5（1665）年の規定以来）一時にそれ以上の人馬が必要な時には一宿だけで供給することができなかつたため、付近の村々から人馬を借りた（助郷制度（元禄 7（1694）年））。
- ・人馬の継立は、宿として重要な業務であり、公用の運輸が円滑に行われることが要求された。宿による輸送は原則として次の宿まで行って、宿ごとに付け替える。
- ・継立の人馬には、賃金を支払うものと支払わないものがあった。賃金を支払わないものの 3 種とは、「將軍の朱印状によるもの」、「老中・京都所司代・大阪城代・駿府城代・勘定奉行・道中奉行等の証文によるもの」、「道中奉行の触書の伝達その他の公用にて無賃のもの」である。
- ・宿村大概帳には、橋は自普請を行うという記述がみられる。
- ・御定賃金は時代によって変化しているが、正徳元（1711）年に定められたものがその後の基準となっている。『五駅便覧』に収められている駄賃附は次のとおり。

上野碓氷 坂本宿から軽井沢宿 （2 里半 16 丁 27 間）

本符 181 文 荷なし 121 文 人足 89 文

註 20：文献 4-21 を参照

(3) 「徳川実紀」から読み取る道の管理

「徳川実紀」を用いて、本中山道の管理について調査した。調査方法は、次のとおりである。(21)

- ・『徳川実紀事項索引』上巻・下巻を用いて、以下のキーワードのページを検索。
- ・当該ページのキーワードの前後の文を読み、管理について書かれている内容を抜粋。

<キーワード>

「街道」「街路」「普請」「碓氷」「中山道」「道」「道路」

「道路」のキーワードで、管理に関する記述がみられたが、碓氷峠越を特定する道の管理の記述はなかった。

- ・堤と川辺との間に、牛馬を放ちかふべからず。道の外をみだりに往還すべからず。樹木接木等に差さはるべからず。
- ・道の規模に関係なく、馬のひづめの踏みくぼめた跡には、砂あるいは石等もて堅固にならせ。
- ・道の側には水路を設けろ。
- ・泥滑の所も砂石もて堅固ならせ。
- ・道路よろしき地にみだりに土を敷べからず。
- ・橋梁は公領私領とも破損せば令し下さるべし。
- ・道路・駅馬・船橋等途絶えさせぬ事、交通の停滞を起こすべからず。
- ・上野国坂本。軽井沢両駅は。碓氷峠の前後にて。山路の剣難を登降し人馬疲労すれば。これも救米賜はるべし。されど中山道は東海道の半役なれば。年ごとに150苞下さるべしとなり。

註 21：文献 4-22 を参照

表 4.11 (1) 「徳川実紀」 「道路、中山道」のキーワードで、道の管理に関するもの

No.	年月	西暦	内容
1	慶長12年3月	1607	○19日道路の制を令せられる。堤と河邊との間に。牛馬を放ちかふべからず。道の外をみだりに往還すべからず。樹木接木等に差さはるべからず。此令にそむくものは。曲事たるべしとなり。
2	慶長16年3月	1611	この日道路の法令を仰下さる。堤と川よけの間に牛馬を放べからず。道路ならぬ所をみだりに行來すべからず。樹木ならびにさし木等にさはるべからずとなり。
3	慶長17年9月	1612	○16日道路堤防の制を仰下さる。大道小路とも馬さくりの所は。あるは砂あるは石もて堅固にならし。道の側には水路をうがつべし。泥滑の所も砂石もて堅固ならしむべし。堤防の芝生を剪剃すべからず。馬さくりの所は。土をもて堅固にすべし。道路よろしき地にみだりに土を敷べからず。橋梁は公料私領とも破損せば令し下さるべし。代官等心いれて修理加へしむべしとなり。またこの事の奉行を令せらる。
4	寛永12年6月	1635	道路。驛馬。舟梁等。無斷絶不可令往還之停滯事。
5	慶安元年2月	1648	◎この月令せられしは。市井泥濘の道路は。浅草砂に海砂まじへ。道途高低なく中高に築くべし。芥ならびに泥もて街道を築くべからず。下水の樋井に路傍の溝渠整理せざるやう塵芥を除くべし。もしそむくものは曲事たるべしとなり。
6	慶安4年2月	1651	市街の道路泥濘なる所へは。浅草砂をしき中高に築くべし。いふまでもなく塵芥もて築くべからず。市井内外の下水滞りなきやう。各戸申合せ浚利すべし。裏々において。下水のうへに家造りいだすべからず。もし造り出せし所は。きと毀つべし。
7	寛文2年6月	1662	◎此月令せらるゝは。市井にそへる城溝井に各處の溝洫浚利の事。こたび命ぜられたれば。告竣の後。堰板あるはしがらみ。あるは石垣にて。心のまゝに其岸の形にしたがひつくるべし。尤少しも築出すべからず。市中あしき道路は。こたび浚利の泥土をもて。心のまゝにつくるべし。こたび命ぜられし塵芥載する船。日本橋より北の市井は7月2日。12日。22日。日本橋より南は3日。13日。23日。1月3回づゝ。その日をさだめ。月ごとに各所の河岸へ船をよせ。其市井の塵芥を捨しむべしとなり。
8	寛文3年5月	1663	道路。驛馬。舟梁等無斷絶。不可令往還之停滯事。私之關所。
9	寛文4年6月	1664	大番組頭小川新九郎安則。中山道驛々橋梁修治井に扈從の事仰付らる。
10	貞享4年11月	1687	各所街道の橋梁は。長短によらず官費たるべし。但公私領入交り。先々より割合にて仕來りしは。あり來りのまゝたるべし。郷村の橋は其地にて修理すべし。但し民力に及びがたからん橋は官費下さるべし。
11	正徳2年10月	1712	この日令せられしは。相摸國小田原は大磯。箱根までの驛次なれど。道の程遠く。ことに箱根は海道第一の難阻にて。人馬ともにつかるゝのみならず。先の地震の時に民屋多半焼うせ。死傷のものもあり。その後も東國砂ふり。田圃荒廢し。傍近の村里よりも助役もかなはねば。この驛に臨時費用ありて。ことさら艱困するよし聞ゆれば。先々賑救として毎年賜米の外に米300苞づゝ下さるべし。(中略)また信濃國坂本。輕井澤兩驛は。碓氷峠の前後にて。山路の險雜を登降し人馬疲勞すれば。これも救米賜はるべし。されど中山道は東海道の半役なれば。年ごとに150苞下さるべしとなり。
12	享保2年3月	1717	道路。驛馬。橋舟等。無斷絶可令往還事。附荷船之外大船者。如先規停止之事。(「武家諸法度」の道路の抜粋)
13	延享3年3月	1746	道路。驛馬。橋舟等。無斷絶可令往還事。(「武家諸法度」の道路の抜粋)
14	寶曆11年2月	1761	道路。驛馬。橋舟等。無斷絶可令往還事。(「武家諸法度」の道路の抜粋)
15	天明3年12月	1783	水利及び道路のこと奉はりしをもて。
16	天明4年1月	1784	上野。信濃の國々。去年の災にかゝりし村々。河渠浚利人夫出すべしと命ぜらる。
17	天明4年11月	1784	または道路橋梁修理の費をたすけんことをねぎ聞えしが。その請所をゆるされ。
18	天明5年6月	1785	中山道はさきに増價ありし驛をのぞき。沓掛より守山まで。また美濃路もおなじく7年の間みな2割増をゆるさるれば。その心してゆきゝすべしとなり。
19	天明7年9月	1787	道路。驛馬。橋舟等。無斷絶可令往還事。(「武家諸法度」の道路の抜粋)

(文献 4-22)

表 4.11 (2) 「徳川実紀」 「浅間山」のキーワードにて

年月	西暦	内容
1 慶長8年12月	1603	○3日浅間山鳴動する事34度に及ぶ。其音三河美濃兩國の間に聞ゆといふ。
2 慶長10年12月	1605	又、下旬より信濃國浅間山焼ること甚しく。翌年の正月にいたるまでたえず。
3 慶長14年2月	1609	又、信濃の浅間山焼事甚し。慶長元年より23年の間もかくの如し。天下大凶兆と下民妖言洵々たり。
4 寶永元年6月	1704	また去年より信州浅間山焼て、この正月元日より大にやけ。3月までやまず。地ふるひ砂ふる。牧野周防守康重が所領鹽野村へ。焼石ふる事数しらずとぞ聞えし。
5 享保6年6月	1721	◎この月信州浅間山焼て。大石落ること多く。人をやぶる。又、市井に令せらるゝは。一時生業いとなむもの。此後災にかゝらば。1日をもおくりかね。飢渴に及ぶべきほどのものを査檢して。速に注記し出すべしとなり。
6 寛保2年8月	1742	浅間山崩れ。
7 寛保2年8月	1742	寛保2年8月風雨はげしく。そのうへ信濃國浅間山。
8 天明3年7月	1783	この日鳴動ますます甚しく。砂礫を降らす。大き栗のごとし。これは信濃國浅間山このほどもえ上りて。砂礫を飛すこと夥しきをもて。かく府内まで及びしとぞ聞えし。世に傳ふる所は。ことし春のころより。此山頻りに煙立しが。6月の末つかたより漸くに甚しく。この月6日夜忽震動して。其山燃上り。焰燼天をこがし。砂礫を飛し。大石を迸すること夥し。また山の東方崩壊して泥濘を流出し。田はたを埋む。よいて信濃上野兩國の人民流亡し。あまさへ石にうたれ。砂にうづもれ。死するもの2萬餘人。牛馬はその數を知らず。凡この災にかゝりし地40里餘におよぶといふ。
9 天明3年8月	1783	○25日勘定吟味役根岸九郎左衛門鎮衛信濃國浅間山焼しにより。砂に埋し田畑。ふたゝび墾開のこと。彼の地に行てはからふべしと命ぜられいとま給ふ。
10 天明3年10月	1783	○29日勘定奉行松本伊豆守秀持。信濃國浅間山焼て。砂を被り泥に埋たる田畑墾開のこと奉はるべしと命ぜらる。使番小笠原三衛門信興本所深川の地火災巡視命ぜらる。
11 天明3年11月	1783	世に傳ふる所は。浅間山焼て。信濃上野兩國田畑悉く荒蕪せしかば。農民等飢渴して。4、500人又は1000餘人。をのをの領主の城門につどひて。賑濟をこひうたへたり。なかにも板倉伊勢守勝暁が上野の國安中の農民等。なげきうたふる事三たびに及びしかども。家人等がかばかしきいらへもせざりしかば。農民いきどほりて。城内へをし入らなど罵りければ。やむことを得ず。
12 天明3年11月	1783	信濃の國々浅間山焼により。田畑泥水砂石に荒たる所は。其領主。地頭墾墾なすべき事なれど。人々艱困の折なれば。堤防の外。私領のうちにある所の溝洫及び道路。橋梁に至るまで。おほやけより修理せらるべし。今農隙の時なれば。救濟の爲は。其地の農民にはからはせ。費用を給はるべければ。墾墾のちからを盡すべきよしを。をのをの所領の農民等に囑諭すべしといふことを。その地に采地もてる万石以下の輩に命ぜらる。
13 天明3年11月	1783	ことし浅間山焼しをもて。ゆきゝ多くなり。ますます艱困するよしなれば。この12月より来る戌の11月を限り。驛路人馬の料。10に2をましあたふべしとなり。
14 天明3年12月	1783	浅間山焼て田畑荒しに。租税を減せんことをもねぎこはず。剩へ餘財をもて貧民を賑し。荒地墾墾し。佐渡國雜太郎後山村の農民忍右衛門。陸奥の國伊達郡高子村農民熊坂宇右衛門。八丈島の農民高橋興三右衛門。いづれも其地の凶荒せしに。貧民を救し事をもて褒賞せらる。
15 寛政9年2月	1797	同年浅間山焼て砂ふりしとき。

(文献 4-22)

(4) 中山道の通行

①宿駅と伝馬制度

『群馬県史』によると、宿駅と伝馬制度に関して以下のような記述がある。(22)

中山道の道筋の整備は、徳川家康が入国してから始められたが、江戸時代において中山道の宿駅制度が成立するのは慶長7(1602)年以降のことである。しかし、この街道筋にはすでに戦国大名の北条氏や武田氏による伝馬制度が敷かれていた。

上野国内の中山道の宿駅の成立と伝馬制度は、戦国時代には小田原の北条氏、徳川家康の関東入国以降は箕輪の井伊氏の伝馬制度が原型としてあり、それを基盤に江戸幕府が徐々に整備していったものである。さらに寛永12(1635)年の参勤交代制の確立は、街道の整備とともに、その後の幕府の交通政策を決定付ける大きな画期となった。また、近世以降になると、商品経済の浸透によって大名や武家などの公用荷物ばかりでなく一般庶民の往来や商荷物の輸送が活発化し、道路の改修や宿場内部の諸施設もますます整備されるようになった。

宿駅に課せられた第一の任務は、幕府公用の旅行者または御用荷物を無賃あるいは幕府公定の人馬賃銭(御定賃銭)で継ぎ立てる伝馬役の負担であった。このため宿駅には御定人馬が常備され、一般に東海道では一日に100人100疋、中山道では50人50疋(ただし信州では25人25疋の宿が多く、安中宿でも幕末の一時期は25人25疋であった)の人馬の提供を義務付けられていた。この伝馬役を負担したのが街道に面して屋敷をもつ家で、伝馬屋敷という。伝馬役はこの屋敷の表間口に応じて負担するのが原則であり、上野七宿では坂本、松井田、倉賀野宿などが表間口七間で馬役1軒、3間3尺で人足役1軒とし、安中宿では間口8間で馬1疋、4間で人足一人の割合で人馬を提供することとなっており、坂本宿には96軒、松井田宿には85軒の伝馬屋敷が定められていた。

註22：文献4-23を参照

②信州中馬稼ぎの進出

『群馬県史』によると、信州の中馬稼ぎの進出に関しては以下のような記述がある。

(23)

入山道における米荷物の手馬による付通り輸送と関連して、上野国内の中山道筋には信州の中馬が進出して商荷物の輸送を行っていた。中馬とは、信州の松本(長野県松本市)・飯田(同飯田市)を中心として名古屋(愛知県名古屋市)・岡崎(同岡崎市)、吉田(同豊橋市)・甲府(山梨県甲府市)、そして倉賀野宿などの各地を結んで、商荷物の付通り輸送を行う馬背輸送業者のことで、河川による舟運に恵まれない信州の山間地域で活躍したことから岡船(陸船ともいう)とよばれた。信州の中馬稼ぎは寛文年間(1661~72)のころから活発となり、元禄期には信州と三河・尾張国とを結ぶ伊那街道の宿問屋と鋭く対立するようになったといわれる。

信州中馬の活動が活発になった背景には、従来の各街道の宿場において荷物を順々に継ぎ立てるといった輸送方法とは異なり、次のような利点があった。

- 1) 中馬の輸送方法は継立ではなく付通しであったことから輸送日数を短縮できる。
- 2) 付通しのために荷物の積下しがなく、商荷物の損傷を防止できる。
- 3) 中馬は馬士一人で馬3、4疋を引き連れることができたため、駄賃が安価となる。

このような利点が荷主側に歓迎され、中馬の利用はますます盛んとなったが、その反面、人馬による荷物の継立てを業務とする各街道の宿問屋とは利害の対立が生じて、商荷物の輸送をめぐる紛争も激しくなった。

そこで幕府は、明和元（1764）年12月裁決を下し、この信州中馬の慣行を公認すると同時に、中馬が通行できる街道および各街道で中馬が運搬できる取扱荷物、宿問屋へ支払う口銭、そして中馬稼ぎの村や村ごとの中馬数などをとり決めたのである。このとき公認された信州中馬は8郡679か村におよび、中馬として使用できる馬数は18,768疋と定められた。

幕府の裁許によって、上野国内の中山道における信州中馬の活動範囲も倉賀野宿までの区間と定められ、中馬が取り扱う出荷物（下り荷）は米穀類と酒、戻り荷物（上り荷）は塩と茶に限られることになった。そして途中の宿々では口銭を支払って付け通すことになったが、かえって中山道坂本宿から高崎宿までの上野五宿では輸送業務が減少することになり、宿問屋と中馬の間ではその後も度々紛争が表面化したのである。

明和2（1765）年12月には早くも信州中馬が戻り荷として認められていた茶荷物を丸俵で不正に付け通したり、塩荷物の口銭を不払いで運搬したことが発覚したため、坂本・松井田・安中・板鼻・高崎の5か宿の間屋・年寄が道中奉行所へ茶荷物の丸俵付通しの禁止と口銭支払いに関して訴えを起こしている。この事件は翌3（1766）年7月、上野5か宿に対して塩3俵付け一駄につき2文、茶2俵付け一駄につき4文の口銭を支払うことで決着した。

さらに明和4（1767）年になると、信州高井郡の中馬稼ぎ人が中山道の輸送を避けて信州街道（大戸通り）経由で菜種油などの不正荷物を高崎宿へ付け通そうとしたことから、信州街道の大笹村（孀恋村）と中山道沓掛宿の間屋が訴えるという事件も起こり、結局、幕府は明和6（1769）年4月信州中馬の大戸通り付通し輸送を禁止する裁定を下したのである。一方、中山道沓掛宿から板鼻宿までの6か宿の間屋・年寄は、同年11月連署して中馬取扱い荷物以外の付通しについて厳重に取り締まるよう申し合わせて対応した。しかし、寛政4（1792）年9月には追分宿から板鼻宿までの7か宿が、高崎宿において塩・茶荷物のほかは中馬などに渡さず、継送りをしよう申し入れているのをみると、違反荷物は後を絶たなかったものと思われる。

このような農民の手馬による荷物の付通し稼ぎは中山道に限らず、信州街道などの諸街道にもみられ、問屋との利害が対立する大きな問題であった。なお、中馬と同様に南会津中奥街道では中附駕者、甲州では九一色郷の稼ぎ馬という私的運送業者も知られるが、信州中馬の活動は明治5（1872）年の中牛馬会社の設立まで続けられたのである。

註23：文献4-24を参照

(5) 浅間山噴火後の中山道の通行

噴火後、中山道は通行不能で、前述した入山道など別ルートで移動した史料がみられる。以下にその内容記述を整理する。

○「天明・浅間焼文書」によると、西牧（さいもく）関所で、浅間の噴火で通行不可であるため、関所を通過してよいかという嘆願書もみられる。(24)

○「恩賀村と郷倉」によると、天明3（1783）年7月8日浅間山爆発、降灰作物全滅、米1升250文・天候不順で作物実らず、碓氷峠の中山道は浅間砂で通行不能・和美峠を通り、本宿にぬける姫街道や恩賀越えをする人馬が多くなったと書かれている。

(25)

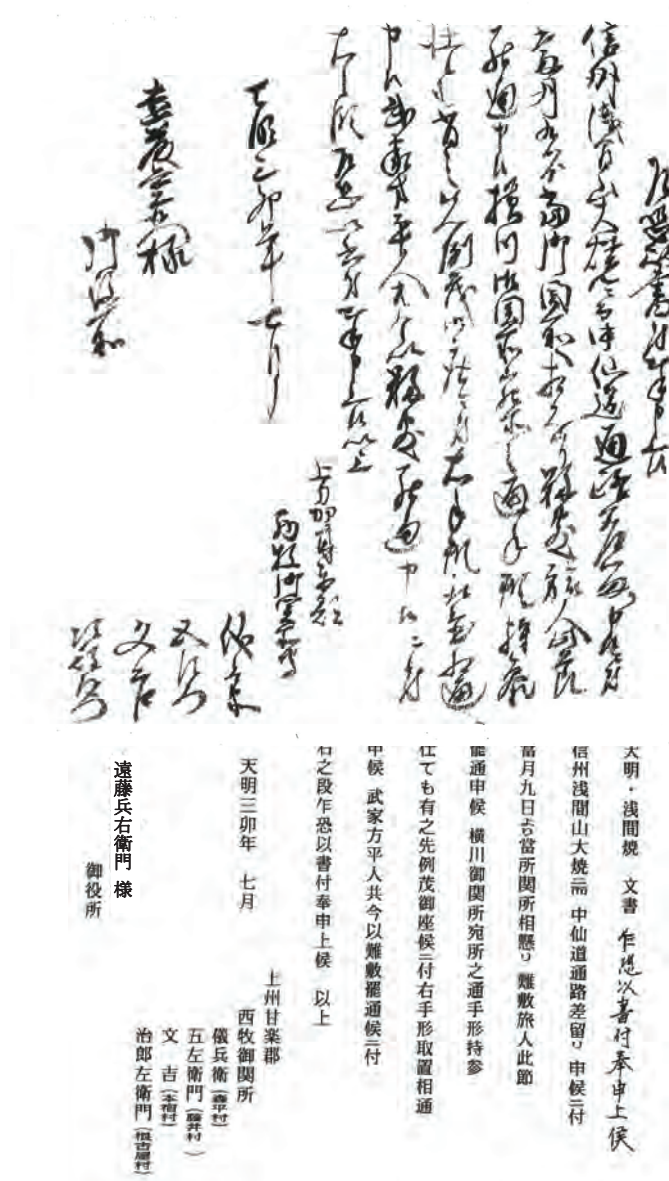


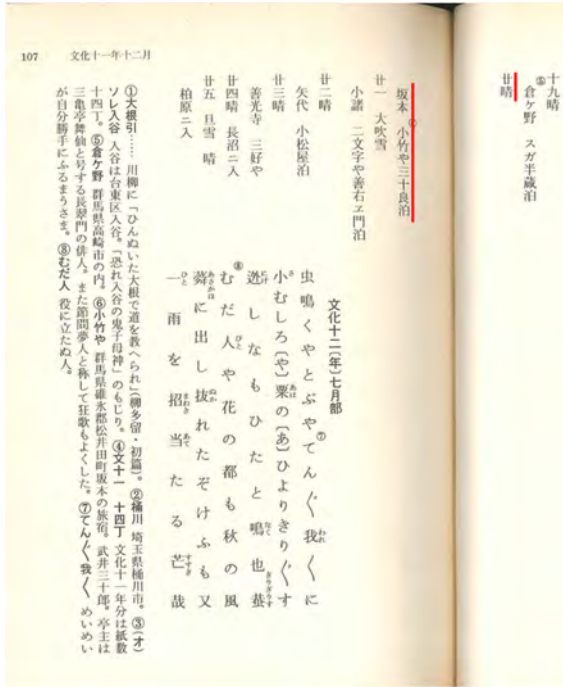
図 4.14 天明・浅間焼文書（文献 4-25）

註 24：文献 4-25 を参照

註 25：文献 4-26 を参照

(6) 冬季の通行 (碓氷関所の通行より)

史資料や、手形 (次ページ) を確認するなかで、冬季も通行している記録がみられたため、冬季の通行止めはなかったと考えられる。



『一茶七番日記 (下)』には、左図のとおり、文化 12 (1815) 年 12 月 20 日に坂本にある武井三十郎の旅宿に宿泊し、21 日に大吹雪で小諸に宿泊していると書かれている。

図 4.15 『一茶七番日記 (下)』 (文献 4-27)

『金井忠兵衛旅日記』には、下図のとおり、正月 2 日 (太陽暦の 2 月 5 日) に板鼻より、伊勢参りに出発した記録である。この日記では、出発の 2 日目の夜に、坂本宿に泊まり、軽井沢を通過し、3 日の夜に沓掛に泊まっていると書かれている。

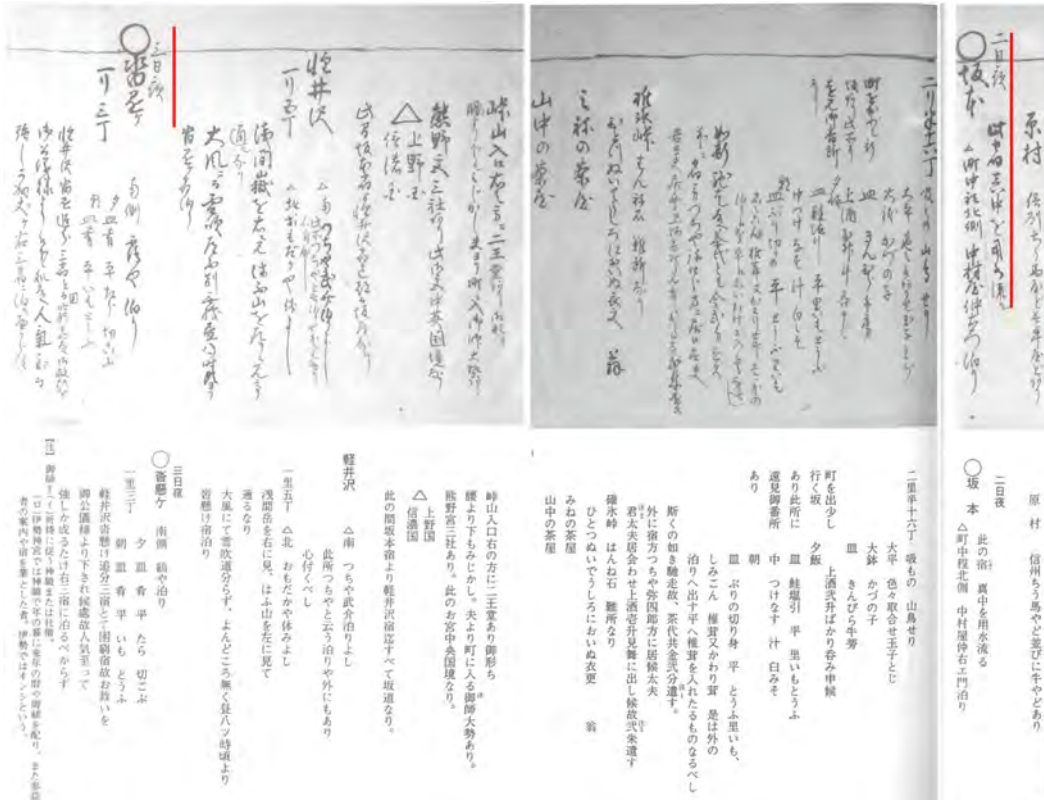
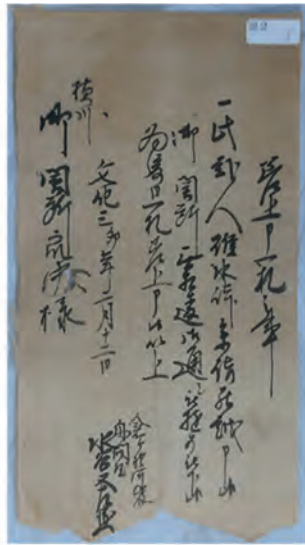


図 4.16 『金井忠兵衛旅日記』 (文献 4-28)

手形



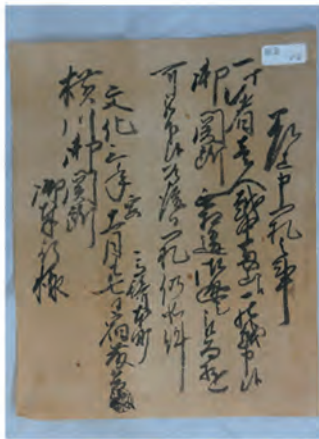
差上申一札之事(文化3年2月12日)
行く先: 碓氷峠(熊野神社)
差出人: 倉賀野河敷船問屋水谷又左衛門



差上申一札之事(文化3年11月24日)
行く先: 越後(現在の新潟県)今町
差出人: 板鼻宿忠太郎



一札之事(文化3年11月25日)
行く先: 尾州(現在の愛知県西部)中島郡奥村
差出人: 武州埼玉郡忍領上之村大正院



差上申一札之事(文化3年11月27日)
行く先: 越中(現在の富山県)富山
差出人: 高崎本町宿藤兵衛

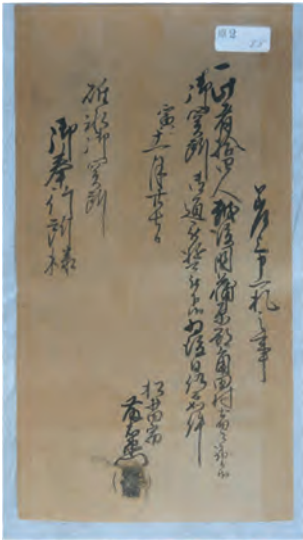


差上申一札之事(文化3年11月27日)
行く先: 信州(現在の長野県)上田
差出人: 松井田宿年寄幾八

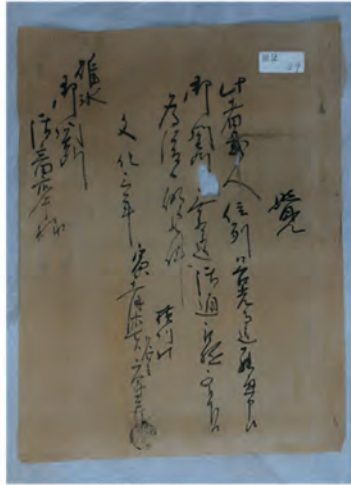


差上申一札之事(文化3年11月27日)
行く先: 信州(現在の長野県)岩村田
差出人: 赤城山松本弁兵衛

図 4.17(1) 碓氷関所手形 (文献 4-29)



差上申一札之事(文化3年11月27日)
行く先: 越後国(現在の新潟県)蒲原郡角田村
差出人: 松井田宿藤左衛門



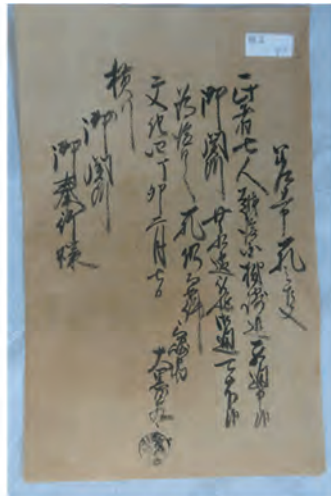
覚文化3年11月27日
行く先: 信州(現在の長野県)善光寺
差出人: 横川村名主六郎兵衛



一札之事(文化4年正月晦日)
行く先: 差上申一札之事
行く先: 信州(現在の長野県)佐久郡前山村
差出人: 江戸深川相川町家主半兵衛



差上申一札之事(文化4年2月朔日)
行く先: 信州(現在の長野県)善光寺
差出人: 江戸芝切通名主清兵衛



差上申一札之事(文化4年2月7日)
行く先: 越後国(現在の新潟県)柳崎
差出人: 高崎大黒屋九郎兵衛

図 4.17(2) 碓氷関所手形(文献 4-29)

4.4 現在の道筋の概要

(1) 道筋の概要（発掘調査結果より）

中山道の詳細な道幅や構造物など、文献資料のみでは確認が難しい事物について、現地でも発掘（確認）調査を行った。

平成30（2018）年度、平成31（令和元・2019）年度は道幅を確認することを目的に、下図のそれぞれ2か所（No.1 および2）・3か所（No.1 および4・5）で確認調査を行った。調査を行った位置は下図のとおりである（なお、No.3は令和2（2020）年度に、道沿いの構成資産のうち位置や規模が確定できていない「笹沢人馬施行所」の調査地点である）。調査箇所を選定については現地踏査の結果、中山道の推定ルート上と考えられ、あまり侵食が進んでいない（＝歩行量が少ない）とみられる地形を優先した。



図 4.18 トレンチ調査位置図

● 調査箇所

（使用地形図 文献 4-62）

①中山道碓氷峠越の基本土層

坂本宿から峠間の中山道碓氷峠越ルートは急坂が連続し、茶屋等が置かれていたとされる数箇所を除いて、まとまった広さの平坦面を見つけることが難しい地形である。加えて、北西約 15 km に位置する浅間山の度重なる噴火による、軽石などの噴出物を多量に包含する表土は極めて侵食を受けやすく、往時の旧表土がすでに消失している箇所も見られる。

複数地点における確認調査の所見をまとめた土層の特徴は下表のとおりである。

表 4.12 調査地点における土層の特徴

土層	特徴
第1層 黒褐色土	粒径 1～2 cm 程度の軽石が混入する。腐葉土を多量に含み、やや粘性がある。最上位は現代の表土。笹沢周辺では厚く堆積し、下位では茶褐色を呈す。
第2層 褐灰色土	天明3（1783）年の浅間山噴火により降下した軽石や灰（＝浅間A軽石。以下、As-A とする）の堆積層で、峠に近い場所ほど厚く堆積する。上位ほど大きく、下位ほど小さな軽石や灰が多くみられる傾向にある。最下部には鉄分沈着による褐色土や、砂礫層も部分的に確認された。この層の直下が中山道関連遺構の確認面。
第3層 黄褐色土	峠に近い調査地点（No.1）でのみ検出された、天明3（1783）年の噴火で埋没する直前の推定旧表土。層厚は 1 cm 程度で、部分的に硬化面を有する。
第4層 黄褐色土	細かい砂礫および黒色鉱物を混入し、粒径 1～5 cm 程度の軽石を主体とする。第2層の主体をなす軽石よりも黒味が強い軽石や鉱物が多く、明確に区別できる。天明3（1783）年以前の噴火降下物であるが、上位に土壌化したような黒色土（いずれかの時代の旧表土）が確認できないことから、江戸期以前の古い時期の自然層と考えられる。なお、いずれの調査地点でも確認された（遺構検出面で掘削を止めた笹沢は除く）。

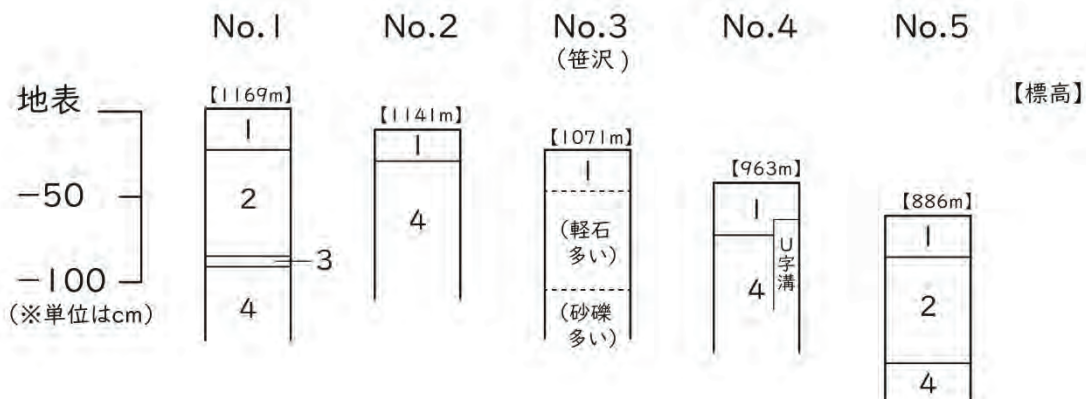


図 4.19 土層模式図

②中山道碓氷峠越の道形（調査結果）

A. 長坂分岐上（調査地 No. 1）

現状の作業道から北接する凹地形を横断するように、南北軸の長さ17m、幅1.1mのトレンチ1本と、その翌年、北西に長さ4.7m、幅1mと長さ1m、幅50cmのトレンチ2本を設定し、図上でそれぞれ一部が重なるようにした。

本地点は現在、中山道として広く認識されたルートではないが、文献資料および整備検討委員会による現地踏査の結果、本来の中山道であり、かつ「往時の形状を残している可能性が高い」と判断された部分である。トレンチ南側の凹地形は、峠に向かって延びる中山道であり、長年にわたる人馬の通行によりつくられたものと想定した。

調査では、凹地部分の現表土下でAs-A がほとんどみられないのに対し、トレンチ北半の凸地形では50cm以上も堆積していることを確認した。また、南半でわずかにみられるAs-A の下部で、部分的に硬化面を検出した。

わずか数mの隣接地で、軽石の堆積状況にこれほど差があるのは自然現象としては捉えにくく、人為的な除去が想定される。As-A の除去については、主に被災した田畑の復旧を目的として県内の平地などでみられるが、本地点のような山中では考えにくい。しかし、この場所が中山道の一部だったとすれば、埋没した道を復旧するため、最低限の普請を行っていた可能性はある。なお、軽石の「除去」範囲は下面で約4.5mである。

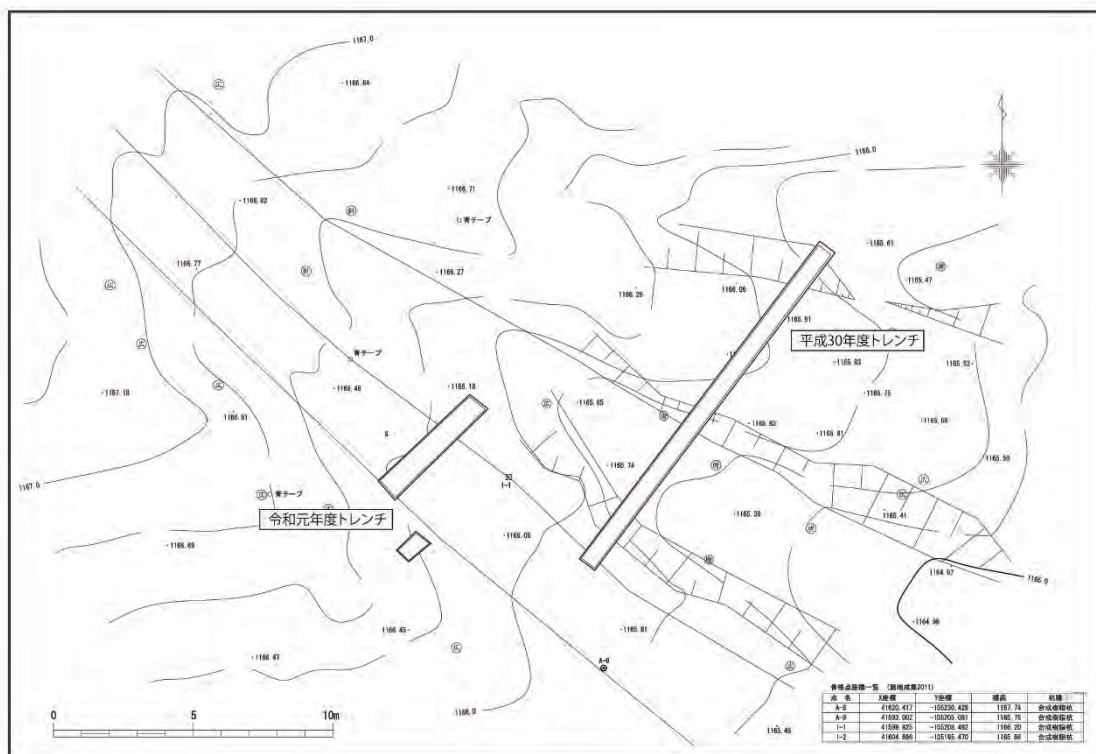


図 4.20 調査地 No. 1 平面図（縮尺は任意）

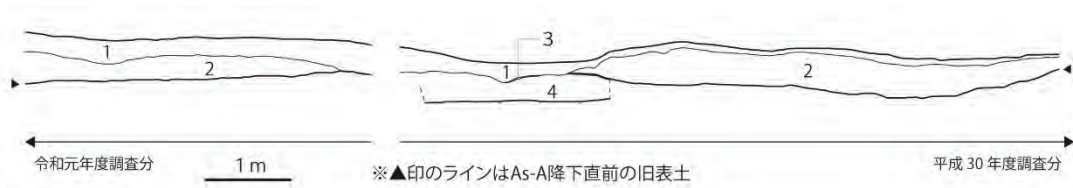


図 4.21 調査地 No. 1 断面図（縮尺は任意）



写真 4.2 調査地 No. 1 周辺
（南から撮影 中央左から右が凹地形）



写真 4.4 No. 1 トレンチ土層堆積
（上半の白い軽石が As-A）



写真 4.3 No. 1 トレンチ中央部
（中央の凹部分は As-A がない）



写真 4.5 調査地 No. 1 トレンチ全景（平成 30（2018）年度調査分）

B. 長坂分岐下（調査地 No. 2）

現在の歩行ルート上にあり、文献資料および整備検討委員会による現地踏査の結果からも中山道と判断された地点である。現状の道幅は侵食によって形成されたV字地形の底部分約1mで歩行者がすれ違うのも困難だが、本来の道形は今以上に広がったと考えられる。

トレンチは、道と直交する形に長さ4.2m、幅50cmの1本を設定した。調査では、As-Aを含む薄い表土の下にAs-Aの自然堆積層は残存せず、それ以前の噴火による黒味がかかった降下物が谷に向かって斜めに堆積しているのを確認した。このことから、本地点周辺では、往時の中山道の道形は侵食によってすでに消失しており、また、道は現在より高い位置に存在していたと考えられる。

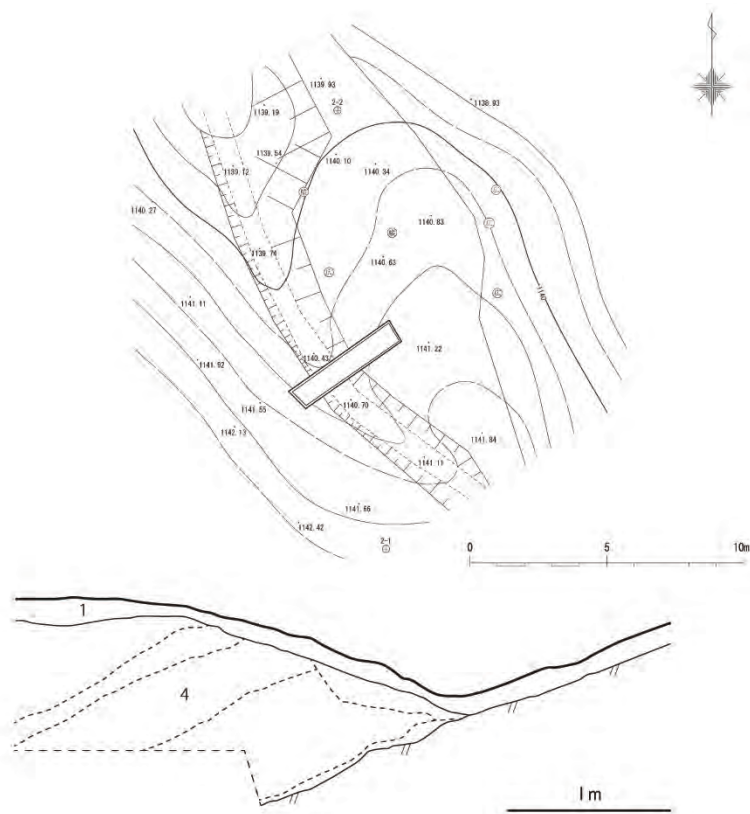


図 4.22 調査地 No. 2 平面および断面図（縮尺は任意、左側が西）

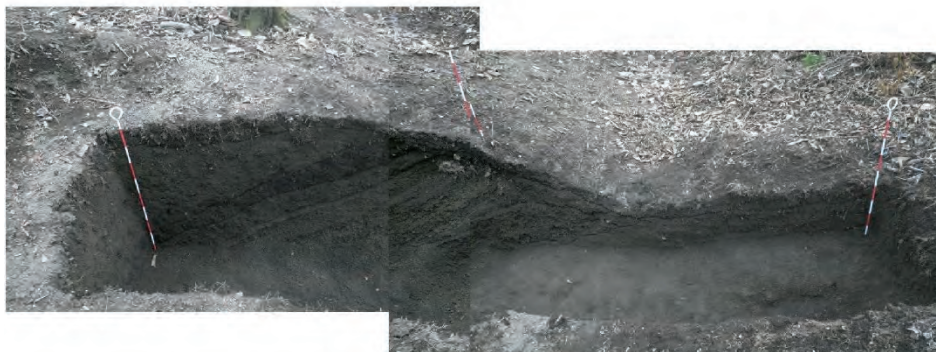


写真 4.6 調査地 No. 2 トレンチ全景（南から撮影）



写真 4.7 調査地 No. 2 周辺
(北から撮影 中央が現況の道筋)



写真 4.8 No. 2 トレンチ断面近景
(左側が谷方向)

C. 山中茶屋（調査地 No. 4）

現在の歩行ルート上にあり、道の北側は複数の文献資料に「山中茶屋」として紹介されている地点である。茶屋の敷地内には現在も石垣や建物礎石と考えられる遺構が残り、当時も中山道と接していたことは確実に考えられる。

調査にあたっては通行者の動線を確保するため、道と直交する形の短いトレンチを千鳥状に2本設定した。規模は、茶屋側が長さ4.5m、幅1m、谷側が長さ3.5mで幅1mである。現状で、中山道部分は周辺地形よりも高いが、表土にAs-Aのほか周辺では見られないような碎石も含まれていることから、過去の別荘地造成時における客土（盛土）と考えられる。なお、茶屋側のトレンチ端部で地表下60cmまで埋設されたU字溝を確認した。おそらく、現在も道に沿って敷設されているものと思われる。

また、表土の下層においてAs-Aの自然堆積は確認されず、天明期より古い時代の噴火による降下物が主体であった。これらのことから、本地点周辺では往時の中山道の道形は残っていないと判断した。

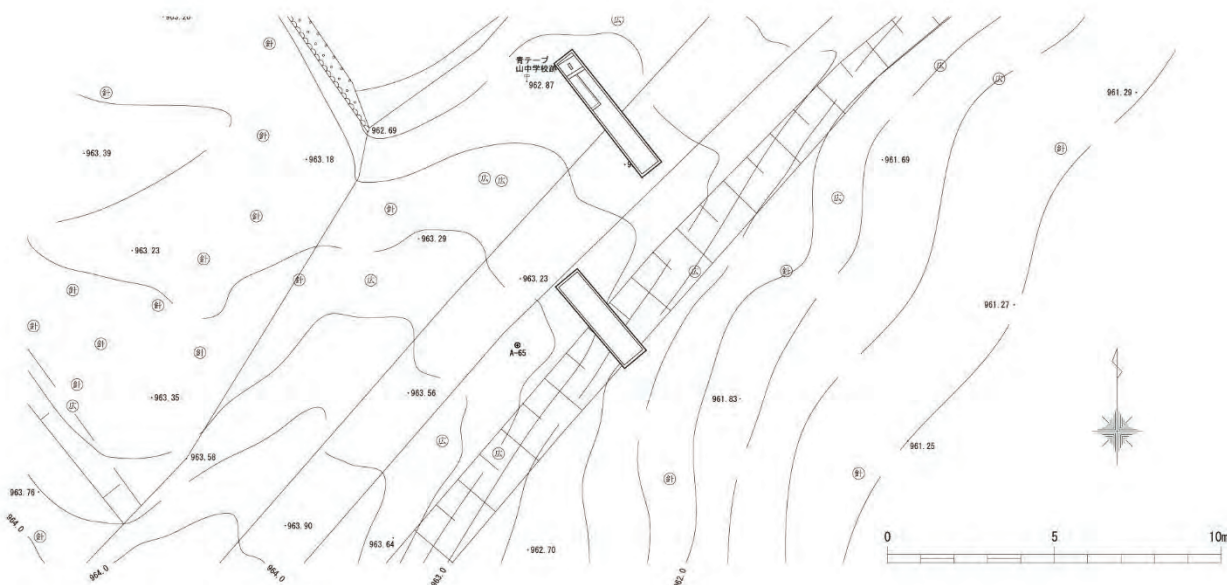


図 4.23 調査地 No. 4 平面図（縮尺は任意）

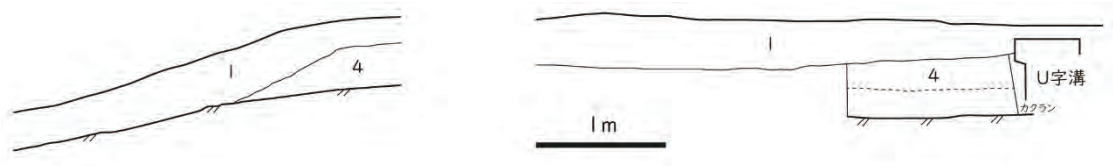


図 4.24 調査地 No. 4 トレンチ平面図（縮尺は任意）



写真 4.9 調査地 No. 4 断面
（谷側トレンチ 左が北西）



写真 4.10 No. 4 トレンチ断面
（茶屋側トレンチ北側）

D. 栗ヶ原（調査地 No. 5）

中山道碓氷峠越ルートのほぼ中間点に位置し、明治 11（1878）年に明治天皇が北陸東海巡幸に向かった際、上ってきたとされる通称「御巡幸道」との分岐点である。また、峠越えの道中における数少ない平坦地でもある。それ故、雨水による侵食が比較的少なく、後世に開発等が行われていなければ道の痕跡が残っている可能性が高いと判断した。

調査にあたっては通行者の動線を確保するため、道と直交する方向のトレンチを、中央のみ掘り残す形で 2 本設定した。規模は、東側が長さ 5.8m、幅 1 m、西側が長さ 2.6 m で幅 1 m である。

調査では、当初の予想どおり表土の下層から As-A の厚い自然堆積が確認されたが、その下面で硬化面や側溝など道に関する痕跡は確認できなかった。なお、谷に近いトレンチの南端ではこの As-A の堆積は確認できず、赤土と軽石が混ざったような土が多くみられた。斜面からの土砂崩落に伴う可能性もあるが、周辺が平坦であることから人為的な掘削や整地などが行われたことも考えられる。しかし、踏み固めたような跡や礎石などは見つかっていない。

前述の北陸東海巡幸は当時、国家的なイベントであり、そのルートが隅々まで点検・整備されたであろうことは想像に難くない。また、明治 8（1875）年に当時の熊谷県が碓氷峠山中における強盗や追剥などを取り締まるため、栗ヶ原に警察の出先機関ともいえる見回り方（かた）屯所（とんしょ）を設置したとの記録もある。これらの理由から、元々の平坦地をさらに広げようとした可能性もあると思われる。

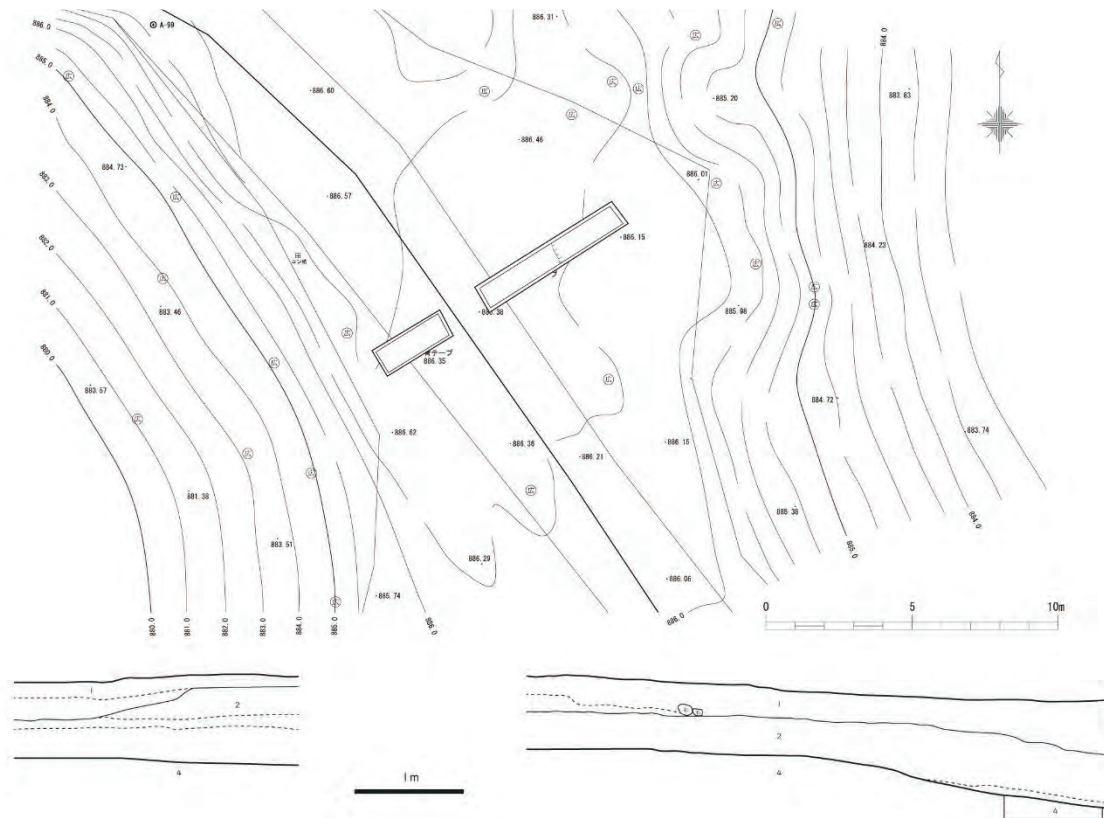


図 4.25 調査地 No. 5 平面および断面図（縮尺は任意）



写真 4.11 調査地 No. 5 周辺（南から撮影）



写真 4.12 No. 5 西側トレンチ断面



写真 4.13 No. 5 東側トレンチ断面



写真 4.14 No. 5 西側トレンチ東端土層

(2) 道沿いの歴史的資産について

本範囲とその周辺に現存している歴史的資産と時代区分を整理した。本範囲とその周辺には、22箇所の歴史的資産が現存しており、解説サインで案内されている。江戸時代を主とした歴史的資産であるが、一部、安土桃山時代、昭和中期の資産も点在している（93～94ページ 図4.26）。

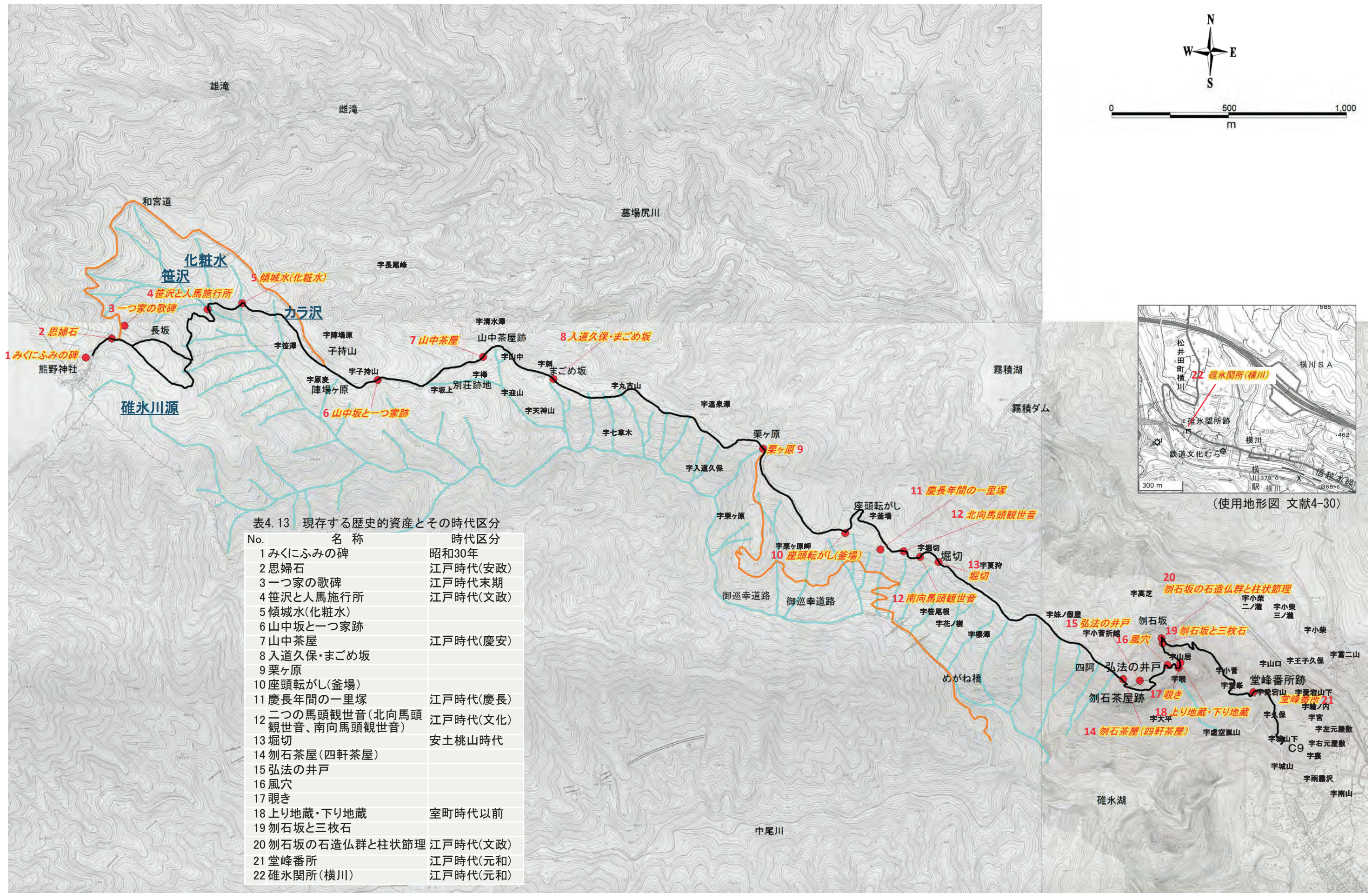


図4.26 中山道の歴史的資産のまとめ
(使用地形図 文献4-10) -93- -94-

(3) 道筋の管理

中山道碓氷峠越は、現在、大部分が市道認定をうけており、市土木課で管理している。また、接続する和宮道は市土木課で、御巡幸道路は市観光経済課で管理している。

本道は、近年の街道ブームもあって、多くの来訪者が通行するため、安全に歩いていただくために、ロープ柵などの工作物が設置されるなど、維持管理を行ってきている。また、斜面崩壊を防ぐために、工作物の設置、適所に誘導サインが設置されている。

①道内、道沿いの工作物等の設置状況について

- ・本範囲には、斜面崩壊を防ぐための擁壁や、転落を防止するための安全柵などの「安全のための工作物」や、適所に雨水排水を行うための「土側溝」、四阿などの「休憩施設」がみられる（96 ページ 図 4.27）。
- ・安全柵の設置箇所付近では、斜面崩壊もみられる。休憩施設は、カーブ9と刎石茶屋跡の約200m上流側のみでそれ以外のところではみられない。
- ・本区間には、道案内を示す「誘導サイン」、歴史的資産等を紹介する「解説サイン」、落石注意など、注意を促す「注意喚起サイン」、地図入りで全体の案内を示す「案内サイン」、鳥獣保護区などの「その他サイン」の80基のサインが設置されている（97 ページ 図 4.28）。
- ・道の分岐点には、サインが乱立している。また、解説サインのなかには、老朽化しているものもみられる。

②維持管理

- ・道の維持管理は市が行っている。また、ボランティアなど市民団体による清掃活動などはない。
- ・維持管理は、毎年5月に、開催されていた安政遠足待マラソン（令和3（2021）年で第47回を数えた、第1回は昭和49（1974）年）にあわせて、安政遠足の主催者である「安政遠足保存会（安中市の庁内組織）」が主体となって、峠コースの維持管理を行っている。
- ・しかし、ここ2年（令和2（2020）年、令和3（2021）年）は、コロナ禍で大会が中止となっているため、維持修繕は行われていない現状である。
- ・このマラソン大会開催のための維持管理は次のとおりである（例年のケース）。
 - 3月に、3人くらいの職員でコースを下見。
 - 人力で整備できると判断すれば、6人ほどの職員を動員して4月に整備を行う。
 - もし人力で整備できないと判断すれば、業者委託して整備を行う。（安政遠足待マラソン準備のために行う修繕の委託は毎年のことでない。事例：排土板付のバックホウで整地）

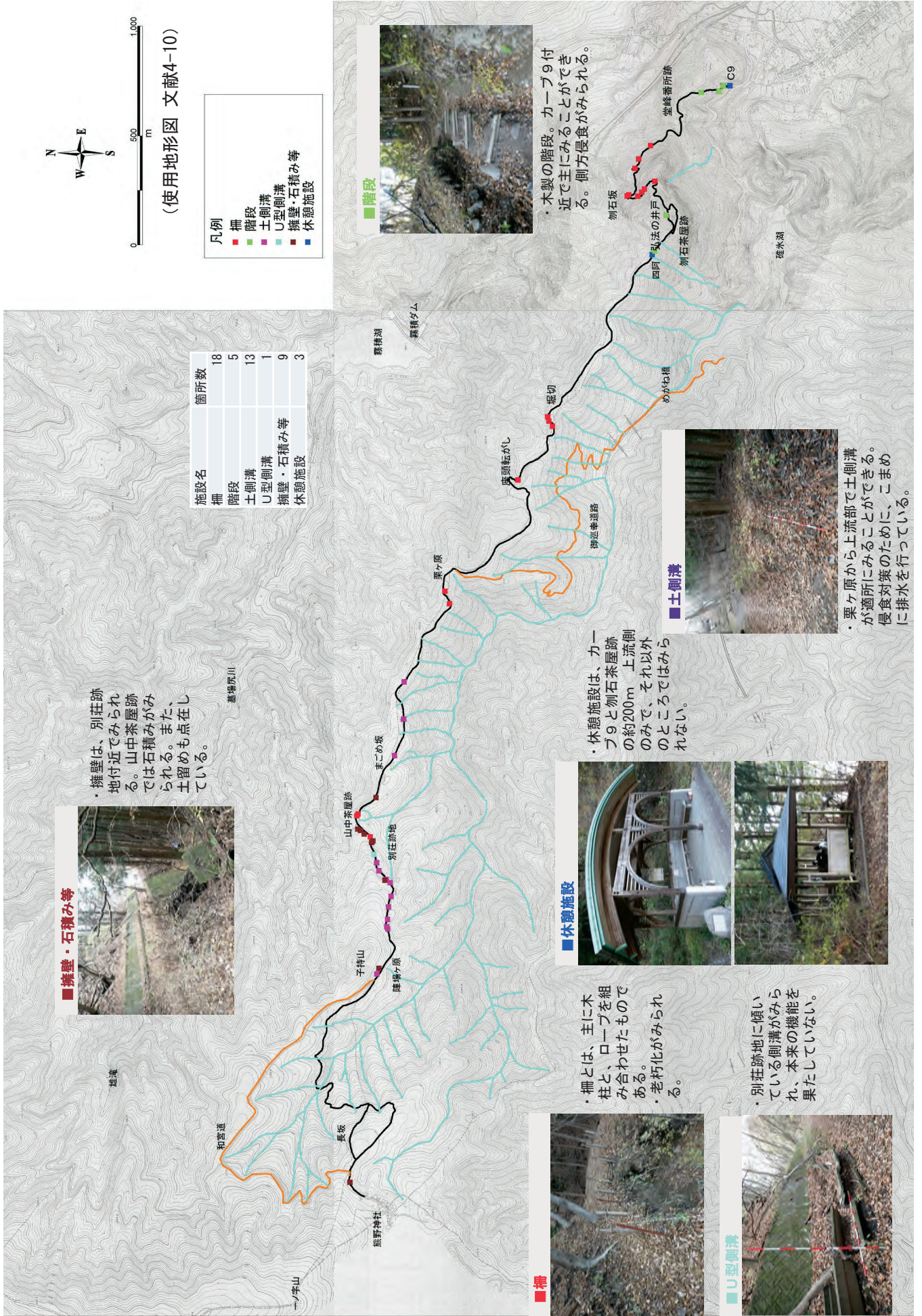


図4.27 工作物の現状

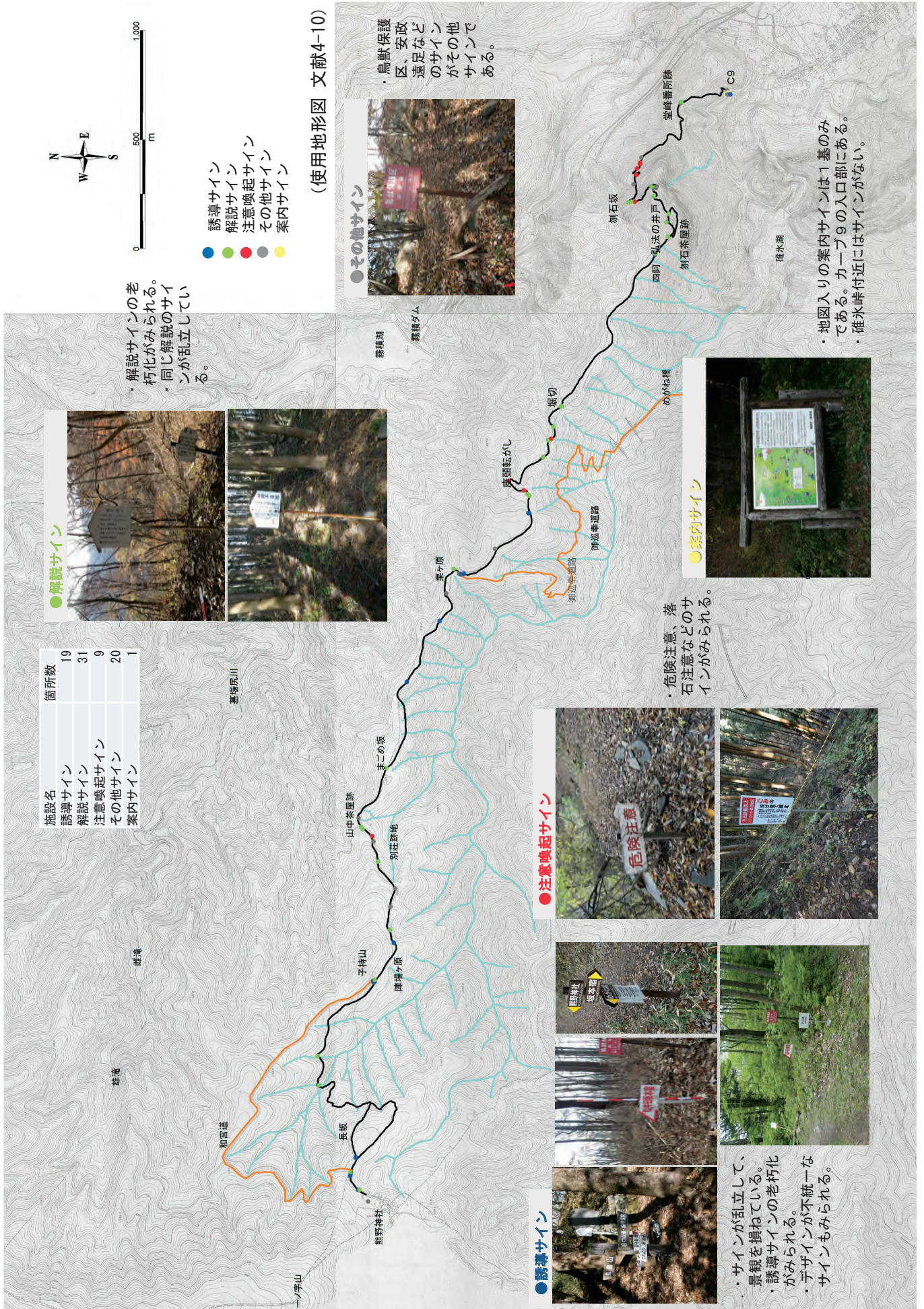


図4.28 各種標識の設置状況

4.5 古道沿いの主な資産

古道沿いの主な資産と、碓氷関所、中山道の道路敷または沿道にある石造物、刎石坂の石仏群について特徴をとりまとめる。

(1) 人馬施行所

① 往時の人馬施行所の姿

『松井田町誌』によると、往時の人馬施行所の姿について、以下のように書かれている。

(26)

碓氷峠路には水がない。茶屋はあっても馬に飲ませることはできない。碓氷峠を登りつめようとするところに、中山道を横切って笹沢が流れ下っている。助郷人馬や旅人が十分に喉をうるおすことができるのは、この笹沢があるだけである。文政 11 (1828) 年江戸呉服町の与兵衛が道中奉行に願い出て、安中藩から間口 17 間、奥行 20 間の土地を借り人馬の施行をした。看板には「永代人馬施行、友七祖父 施主与兵衛」と書かれ、冬になると粥や焚火を行い、飼葉を年中提供した。与兵衛は有隣とも号し箱根や和田峠にも同様の施行所をつくった。しかし、人馬の施行は長く続かなかった。天保 14 (1843) 年幕府から褒美銀 10 枚下付されたが、安政元 (1854) 年休止を幕府に願い出し、その後も再興できなかった。とにかく 25 年間も人馬の施行を行ったことは、碓氷峠路での美談として今に伝えられている。

註 26：文献 4-31 を参照

② 現在の状況

A. 現況

長坂を下りきると笹沢という川に出る。川幅 4 m ほどの小さな川であるが、川岸には大きな岩が転がっている。

人馬施行所があったとされる場所は、平らな地形となっており、令和 2 (2020) 年 11 月に実施された発掘調査では「中山道宿村大概帳」にある施行所の家造の間口 10 間との記述と合致する地覆石 18m が検出された。次ページ以降に発掘調査結果を掲載した。

現在の跡地は地覆石も埋め戻され、上空が開けた平地となっている。人馬施行所の解説標識は沢の対岸に設置されている。



写真 4.15 笹沢人馬施行所 現況写真

B. 発掘調査からわかる人馬施行所

人馬施行所は「中山道宿村大概帳」に建物と敷地の規模が、また市内旧家から見つかった幕末の絵図に記載がある程度で、現状でその位置を確認できない。そこで、文献記録および整備検討委員会による現地踏査の意見をもとに推定地を洗い出し、発掘調査（82 ページ、図 4.18 の No. 3）を行った。

a) 調査位置

調査位置は、中山道を峠方向に進み笹沢を渡過した後、右（西）側に見える一段高い部分である。人頭大のやや扁平な石を積み上げた石垣の上に立地するようにもみえる。少し進むと道と直交する方向に、高台部分へ向かう凹地形があらわれることから、ここが中山道から施行所への入口だった可能性がある。

「中山道宿村大概帳」によると、施行所の敷地は間口 17 間（30.6m）、奥行 20 間（36m）に対して、建物は間口 10 間（18m）、奥行 4 間（7.2m）とある。現地形では、道と並行してのびる南北方向がやや広く、背後に山が控える西側が短い長形状を呈す。なお、山からの土砂崩落は江戸期よりも進み、相当狭くなっていることが想定される。

b) 調査結果

トレンチは、現地表から垂直にピンポールを刺し、およそ同じ深さで「石」に当たった位置を記録し、直線状に並ぶと思われる範囲の中心線上に設定した。結果として、石列は南北端で西側に向かって屈曲しており、トレンチの延長は長さ約 20m、幅 0.6～1m で、拡張した部分も含めるとアルファベットの「E」字状となる。なお、石列は屈曲部分から約 3m 先まで確認したが、これより先は崩落土が厚く堆積しているため、未確認である。

調査の結果、ほぼ記録どおりの規模に敷かれた石列を確認することができた。石列は、南北方向に約 18m（＝10 間）確認され、さらに両端から西側に直角に向きを変えて延びていた。石材は隣接する沢で多く見られる川原石のうち、扁平な物を選んでいった。大きさは約 30cm～1m で、直線的な小口面を東側（＝中山道側）に向けるものが多いことから、内外を意識していたものと思われる。石列全体を見ても、各石材上面の高低差はほとんどなく、水平に近かった。これらのことから、検出された石列の特徴は「中山道宿村大概帳」の記述をほぼ裏付けるものであり、施行所の地覆石であると結論した。

遺物は、主に地覆石近くの検出面から茶碗や急須などの陶磁器片や、断面長方形の木材（柱状のもの）が確認された。

「中山道宿村大概帳」によると、施行所は文政 11（1828）年から運営を始めたと書かれている。(27) これは、天明 3（1783）年の浅間山噴火から約半世紀後にあたる。他所の調査結果から、当地にも相当量の軽石が降下したことは間違いないが、本地点では石列の検出面に至るまで As-A の自然堆積は確認されず、建設に先立って軽石の除去など整地が行われていたと考えられる。また、表土下から石列までの堆積土は As-A のほか、地山由来の山砂や自然石を含んでおり、その厚さは山（西側）および沢（北側）に近いほど増す傾向にある。また、表土化した黒色土を間に挟まないことから、施行所の廃絶後は土砂の流入が頻発していたことが想定される。

註 27：文献 4-32 を参照



図 4.29 人馬施行所調査地点の平面および断面図
 (断面図の縮尺は任意、メッシュ1マスは1間幅を示す)



写真 4.16 人馬施行所全景
(北から撮影)



写真 4.17 人馬施行所上り口凹地形
(中山道側から撮影)



写真 4.18 人馬施行所土層断面
(北側、土砂が厚く堆積する)



写真 4.19 人馬施行所土層断面
(南側、中央の As-A は二次堆積)



写真 4.20 人馬施行所地覆石南東隅



写真 4.21 人馬施行所地覆石南側
(写真上が中山道に向く)



写真 4.22 人馬施行所地覆石北東隅



写真 4.23 出土遺物
(急須・茶碗など)



写真 4.24 出土木材 (北西隅)

(2) 山中茶屋

① 往時の山中茶屋の姿

『松井田町誌』によると、往時の山中茶屋について以下のように書かれている。(28)

山中茶屋は碓氷峠と坂本宿の間にある茶屋の一つで、江戸時代の慶安年間(1648～1652)に、峠町の人が川水をくみ上げるところに茶屋を開いたのが始まりとされている。寛文2(1662)年には13軒の茶屋があり、茶屋本陣の丸屋には上段の間が2ヶ所あった。ほかに松屋、亀屋などの立場(たちば)茶屋があり、茶漬けや餅などを売っていた。ここから次の茶屋である剗石茶屋までは1里28町(6,981m)、峠町から山中茶屋までは28町(3,054m)の距離である。

明治初期に坂本村から独立して山中村となり、明治10(1877)年には山中村の寺に山中村落学校ができ、25人の生徒がいたと伝えられている。明治11(1878)年に行われた明治天皇の北陸・東海御巡幸の際には、山中村落学校の生徒が整列して天皇をお迎えし、天皇から25円を下賜され、供奉官(ぐぶかん)からも10円が寄付された。

しかし、明治17(1884)年5月に碓氷国道(現在の国道18号線)が開通すると旅人の往来も少なくなったため、山中村の住人は移住し、村落学校も廃校となり、ついに山中村は廃村となった。

また、『松井田町の文化財』には、山中茶屋について以下のように書かれている。(29)

太田蜀山人(文人・狂歌師)は、ここで休んで『餅うる家あり山中村という』と紹介している。また、伊沢蘭軒(医・儒者)もここからの眺望を楽しんで『今春江戸の回禄せしとき、火先を淡紅にあわせりと、茶屋の老妻語れり』と、遥かな江戸の空を懐かしんでいる。回禄とは、文化3(1806)年3月4日の江戸の大火のことで、山中茶屋からも東の空が赤く遠望できたのである。

註28：文献4-31を参照 註29：文献4-33を参照

② 現在の状況

現在の山中茶屋跡は、針広混交林となっており、一部倒木もみられる。林内に石積みが部分的に残っているが、一部で崩れがみられる状況である。そのほか庭、墓地、畑跡などが残っている。なお、現在の山中茶屋の状況について示す図面、写真は、次ページを参照。



写真 4.25 山中茶屋 現況写真



写真 4.26 山中茶屋 石積み

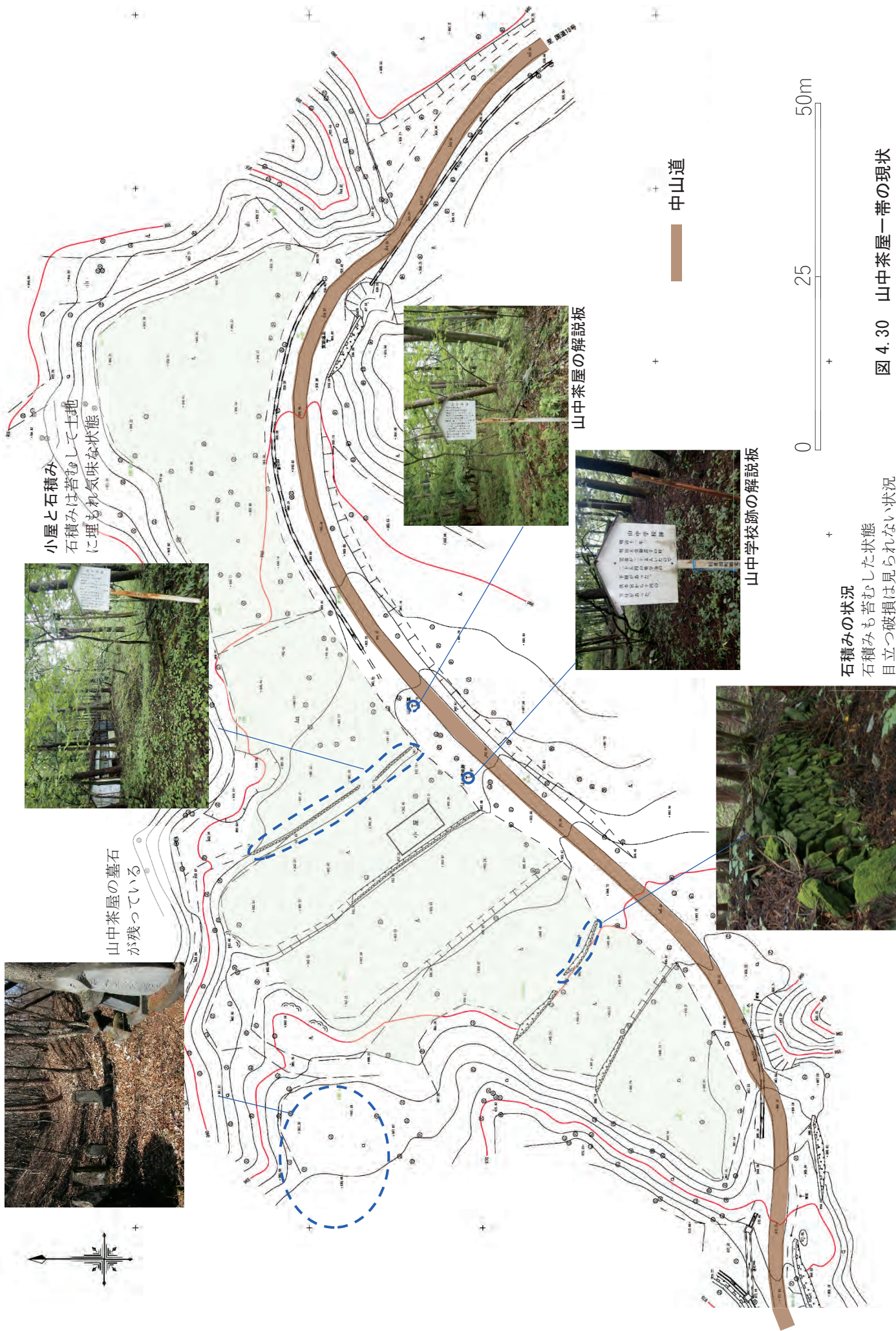


図 4.30 山中茶屋一帯の現状

(3) 芻石茶屋

① 往時の芻石茶屋の姿

『松井田町誌』によると、往時の芻石茶屋について、以下のように書かれている。(30)
 「身を粉にはたく、なんじょみち、石のうすいの峠なりとて」十返舎十九が詠んだ峠路の中で最大の難所は芻石坂である。坂本宿は標高約 465m、芻石山頂が 793mで、約 300m余りを直に登ったところに芻石茶屋がある。

ここに中屋、玉屋、小池屋、一段下って山戸屋の4軒の茶屋があった。茶屋本陣は小池屋で庭が広く、上段の間があった。文政10(1827)年『道中商人鑑』では、大和屋小右衛門の名物砂糖餅と餅菓子・茶漬を商う小池小左衛門が記載されている。この茶屋は弘法の井戸から水をくみあげ使っていた。「羽根石茶屋長サ三十五間」と記録にある。(「松井田町誌」647 ページの文章まま：(31))

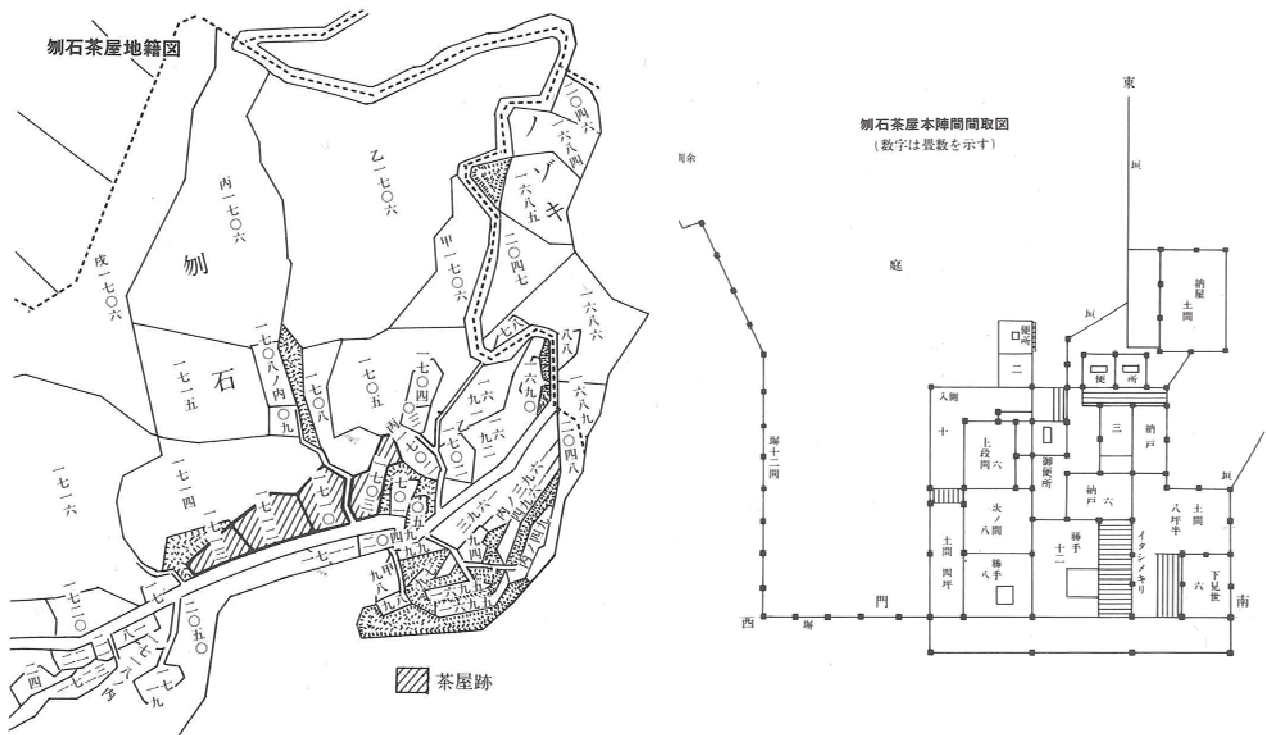


図 4.31 芻石茶屋地籍図および芻石茶屋本陣間取図 (文献 4-34)

註 30：文献 4-31 を参照

註 31：芻石茶屋から弘法の井戸までの距離のこと

②現在の状況

現在の刎石茶屋跡は、スギ・ヒノキ植林地となっており、林内に石積みがわずかに残っている。尾根をのぼると墓地がある。石積みは部分的に崩落がみられる状況である。峠町の標高は1200mで、刎石山山頂の標高が793m、標高差は約400mとなる。これに対し、坂本宿の標高は465mで、刎石山との標高差は約330mである。

今後、学術調査を実施する予定である。

なお、現在の刎石茶屋の状況について示す図面、写真は、次ページを参照。

③弘法の井戸

『碓氷郡志』の「伝説」の項には、以下のように書かれている。(32)

嵯峨天皇の御宇、弘法大師が坂本の宿を通った時、山の頂きで大に渴を覚えたが、その辺に咽喉を濕ほすべき水がない。その時一人の老婆がとぼとぼと遠き麓のこの宿から、汲んできた處の水を貰って、漸くはその渴きを癒したが、大師は老婆が労苦の多いのを、大変気の毒にまた憐れに思って、早速手にしていた錫杖で、地上を打つと、そこから清水が流れ出たと伝えられ、之がため、最近迄この山を越えて旅行するものは皆異口同音に、大師の恩澤篤きことを稱へたものであったとのこと。

刎石茶屋では、弘法の井戸の水を使っていたと考えられる。なお、中山道の道筋は、弘法の井戸を通らずに、尾根の南端を通っている。

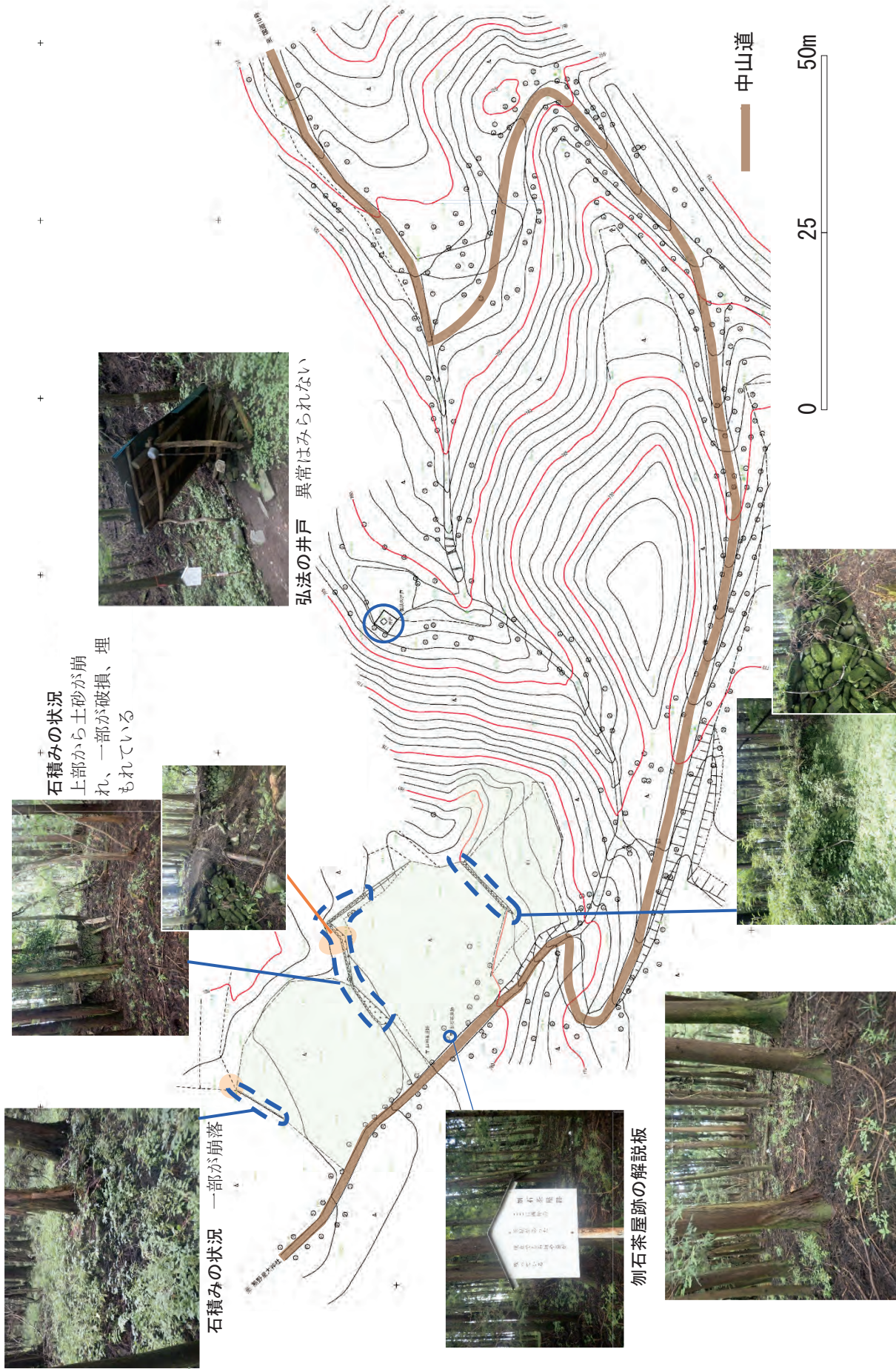
註 32：文献 4-35 を参照



写真 4.27 刎石茶屋 現況写真



写真 4.28 弘法の井戸 現況写真



石積みの状況

上部から土砂が崩れ、一部が破損、埋もれている



石積みの状況

一部が崩落



弘法の井戸

異常はみられない



勿石茶屋跡の解説板



勿石茶屋跡の状況 現在はスギ・ヒノキ植林地となっている

石積みの状況

つる植物等が生い茂り、石積みも苔むした状態。目立つ破損は見られない状況。



図 4.32 勿石茶屋一帯の現状

(4) 堂峰番所

①往時の堂峰番所の姿

『松井田町誌』によると、堂峰番所の設置経緯、構えについて、以下のように書かれている。(33)

A. 堂峰番所の設置経緯

堂峰番所の設置は元和2(1616)年といわれている。江戸時代に碓氷関所を通らずに、山中をしのび越すもの(関所破り)を取り締まる番所を設けた所で、遠見の番所とも呼ばれていた。

「安中志」の記録では、この場所に番所ができたのは、元和9(1623)年に古道(関長原筋)を廃し中山道の道筋をかえて碓氷関所設置と同時に、遠見の番所としてつくられたと記され、五料村文書にも元和9(1623)年とある。元和9(1623)年、碓氷関所への道筋が変わったことで、古道への侵入を防ぐために新道への分岐点に建てられ、寛永8(1631)年以後は常設になったとされる。

関長原の仮番所が全廃されたのは寛永11(1634)年3代将軍家光の上洛後だったことから、当時は関長原仮番所と堂峰番所は碓氷関所を中心に併立していたとみられる。

B. 堂峰番所の構え

坂本宿から碓氷峠路に入る勿石山中腹の堂峰に構えられた堂峰番所とは、どんな規模の番所であったのか、次の3つのことからうかがい知ることができる。

- a) 勿石山中腹の現地に、ほぼ当時の面影を残している番所跡。そこには同心2軒の屋敷跡や石垣、番所の石垣や門礎石など住持のその構えが地形とともに残されている。
- b) 堂峰番所の古絵図
- c) 堂峰番所の間数書上(年次不詳)

また、『松井田町の文化財』によると、番所の構えについて以下のように書かれている。

(34)

堂峰番所は北方の小高い丘に間口3間、奥行2間の平屋があり、旅人の目に見えるところに、棒と突棒・そでがらみ・さす又などの武器が備えられていた。他に捕縄、夕方になると関門に箱挑灯、大通行の場合は高挑灯で、番所のまわりを明るくしていた。

道路をはさんだ南側には、石垣で家敷地をつくり、間口7間、奥行4間の定附同心の家が2軒あった。

註 33 : 文献 4-36 を参照

註 34 : 文献 4-37 を参照



図 4.33 後閑家文書「堂峰御番所図面」(文献 4-38)

C. 遠見の監視

『松井田町誌』によると、堂峰番所の遠見の監視について、以下のように書かれている。

(35)

堂峰番所は設置経緯からして閑所の抜け道を防ぐ遠見の見張番所だった。見張りの主眼はまず北方の谷である。そこは往古の道筋があった場所でそこを廃道とし碓氷閑所西門の柵に続く御林をつくった。この御柱西端から潜入または閑所西方へ山越えする者の見張りは碓氷閑所だけでは困難だったため、そこに堂峰遠見の見張番所の必要性があったのである。監視は北方ばかりでなく、南方も行った。堂峰番所はその名前が示すように小高い峰の上であり、北方と南方見張りがよくでき、しかも峰の背幅が狭まっているため、中山道を通行する旅人は此处を通過せずに碓氷峠を越え信州へは抜けられない地形的条件の場所に設けられていた。

註 35：文献 4-39 を参照

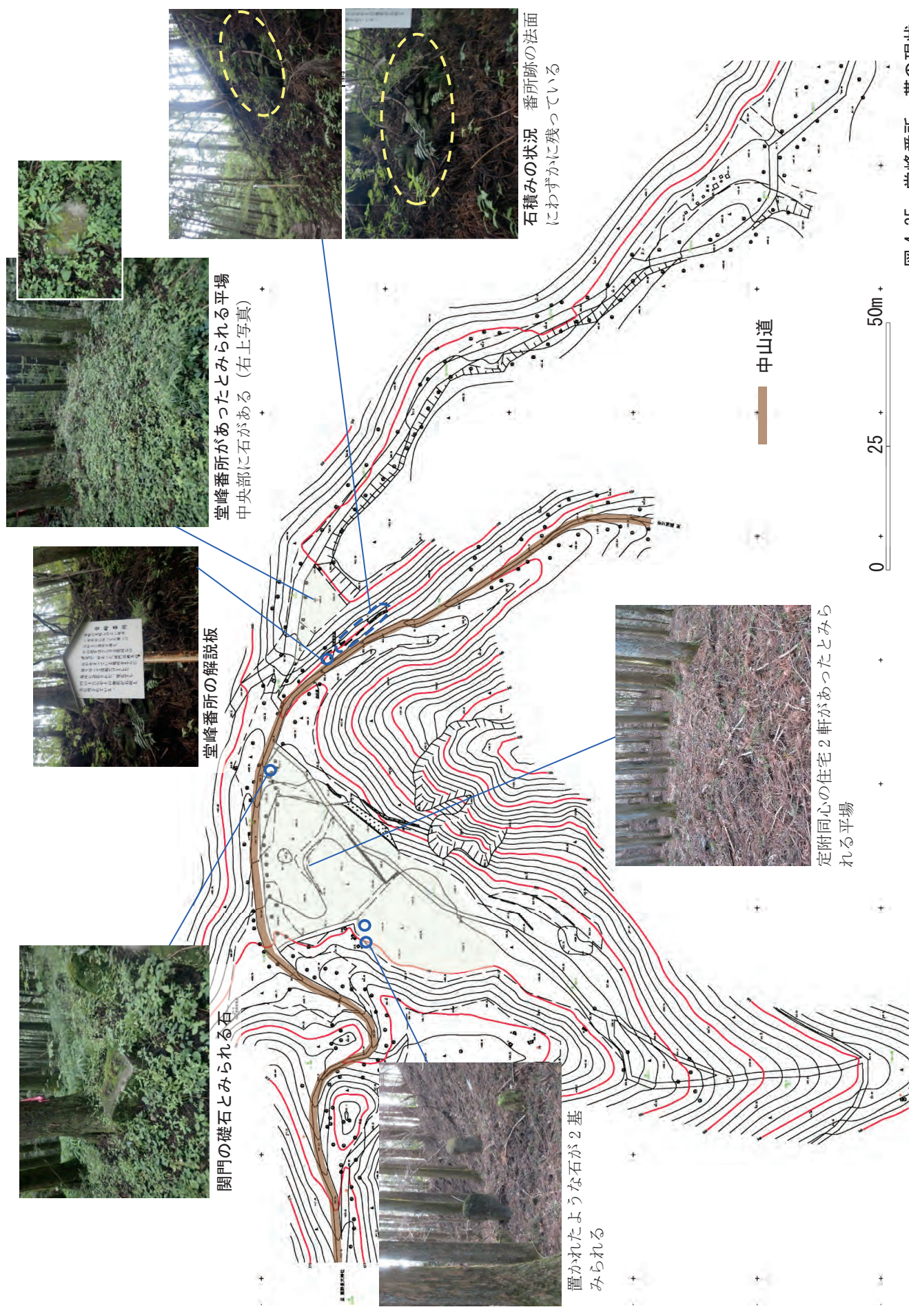
②現在の状況

- ・現在は石垣があり、道の傍らに関門の礎石が草むらのなかにみえる。
- ・今後、学術調査を実施する予定である。
- ・過年度の測量で堂峰番所の範囲を調査している。その結果は下図のとおりである。絵図と重ね合わせているが、ほぼ同様な位置に、堂峰番所、道路をはさんだ南側に、石垣で家敷地をつくった、間口7間、奥行4間の定附同心の家が2軒あることがわかる。



図 4.34 堂峰番所平面図(復元図) (文献 4-40)

なお、現在の堂峰番所の状況について示す図面、写真は、次ページを参照。



関門の礎石とみられる石

堂峰番所の解説板

堂峰番所があったとみられる平場
中央部に石がある (右上写真)

石積みみの状況 番所跡の法面に
にわずかに残っている

定附同心の住宅2軒があったとみ
られる平場

置かれたような石が2基
みられる

図 4.35 堂峰番所一帯の現状

(5) 碓氷関所

①往時の碓氷関所の姿

A. 概要

『安中市の文化財』によると、碓氷関所跡の概要として、以下のように書かれている。

(36)

碓氷関所は、昭和 30 (1955) 年 1 月 14 日に指定された群馬県指定史跡である。

江戸幕府の關東北西の守りとして、元和 9 (1623) 年それまで關長原にあった関所を移す形で横川に関所が置かれた。「入り鉄砲に出女」が嚴重に取り締まられ、明治政府によって明治 2 (1869) 年に廃止されるまでの間、中山道の最重要地点であった。

「入り鉄砲」とは、關東へ鉄砲が持ち込まれることであり、それを監視することで大名などによる武力反乱を抑える目的があった。また「出女」とは、江戸にいる大名の妻女達が密かに国元へ戻ることであり、これを制限することで人質として江戸に住まわせ、反乱を未然に防ぐ意味があった。

西の門は幕府所轄であり、東門が安中藩の所轄であった。関所破りは重罪で、死罪とされた。関所を強引に押しとおるはもちろんのこと、嘘をついて通過する、関所を避けて山中を通るものを見張り通報することは周辺の村の役目とされた。

現在の門は、廃関後の昭和 34 (1959) 年、長らく関係者の手により保管されていた東門の部材を用いて石段の上に復元されたものである。なお、本来の中山道は石段の下を東西に通っていて、街道を仕切るように東西に塀と関門が設けられていた。東門と西門の間は 52 間 2 尺 (約 94m) あったという。

註 36 : 文献 4-41 を参照



西関門址



東関門址

図 4.36 明治期の碓氷関所 (文献 4-42)

B. 碓氷関所の成立経緯

『松井田町誌』によると、碓氷関所の成立経緯について、以下のように書かれている。(37)

碓氷関所の成立経緯を知る資料は2つあり、1つは「安中志」であり、1つは関所定附同心であった後閑家に所蔵された近世古文書(「録冊壱ノ一」)をあげることができる。(中略)右の2つの記録から碓氷関所の成立を推し量ると、天正18(1590)年小田原北条氏滅亡後、豊臣氏の移封政策によって、徳川家康が関八州に入り江戸を居城とした。その2年後文禄元(1592)年家康は関東を守るため国境に近い街道の主要地に諸将を配し関所をつくったので同4(1595)年横川村は諸役掛り物(年貢以外の租税・労役)などが免除されている。(中略)続いて大坂冬の陣が慶長19(1614)年10月から12月、夏の陣が元和元(1615)年4月から5月であり、この冬の陣のとき井伊兵部少輔直勝は関所を建てる要害の地を見立て関長原に仮番所を建てて横川村と原村の者に守らせた。

江戸幕府が全国支配を目的に本格的に関所の設置を諸街道に計画してくるのは、元和2(1616)年8月「諸国諸関所条目」制定以後のことである。横川に碓氷関所(横川関所)が設置されるきっかけになったのは元和9(1623)年2代将軍秀忠の上洛(京都へ行くこと)であり、元和8(1622)年6月関所設立の場所を上横川と見立て、翌元和9(1623)年3月15日碓氷関所は新しく構築され上棟された。関長原の仮番所では丘陵の山麓で地形的にも幕府の意図する関所機能が十分に果たせなかったもので、現在関所跡となっている場所へ中山道の道筋をかえて移したのである。やがてそれにもなつて関長原の仮番所は廃止となり碓氷峠路へつながる勿石山の中腹に堂峰番所を新設して碓氷関所の抜け道を防がせた。

このように碓氷関所を強固にしていくことは将軍上洛警備のためばかりではなく、その背後には東国と西国を結ぶ街道に関所を設け、軍事・警察の任務を負わせようとする幕府の意図があったのである。中山道木曾福島関所の設置年代も元和9(1623)年であり、東海道の箱根や今切関所もこのころ固められていることから、日本の東西を結ぶ主街道は碓氷関所設置年代に固められていった。

註37：文献4-43を参照

C. 碓氷関所の位置

『松井田町誌』によると、碓氷関所の位置について、以下のように書かれている。(38)

徳川氏が完全に天下を握ると、碓氷関所は大坂方の牢人監視からやがて全国に配置した大名統制と治安維持政策に重きが置かれるようになった。

慶長年間から寛文年間(1596～1673)までに幕府の本拠である江戸を中心に全国で50余か所(角川日本史辞典)の関所を設置し、その大半が関東にあった。それだけ「入鉄砲と出女」の監視は厳しくなったことになる。とりわけ上野国は江戸の外郭であり全国に設置した関所の4分の1の関所ができた。

なかでも碓氷関所は、碓氷峠の東麓横川村に設置され、上方から江戸に入る中山道のおさえとし、東海道箱根・新居(今切)と中山道碓氷・木曾福島の幕府が最も重き関所とした4大関所の一つとなったのである。

碓氷関所が設置された場所は、北に碓氷峠から東方へ続く丘陵（小根山）が連なり、南は龍駒山の絶壁によって遮ぎられ、その山脚の溪谷は3つの川が合流し碓氷川が東流する扇の要であって、西に霧積川があり、そこに橋があって、地形的にどうしてもこの狭間に設置された関所を通過しなければ東西の通行が不可能な場所につくられた。そのうえ関所の東西が勾配をもつ坂であり、登りつめた高所に石垣と門を構え柵をめぐらした関所があった。

そんな天然の要害を利用した関所でも、関所を意図的に抜け道（関所破り）しようと思えばいくらかでも出来るはずである。

関所とは、柵に囲まれた門と関所役人の詰所だけでなく、1つは碓氷関所を取り囲む広範峻嶒な地形的な要害と、2つは関所制札ならびに掛板などに書かれた法制度、3つはそれを管理施政する人的組織によって成立していた。それは安中藩や関所役人は勿論のこと御要害村々の村役人から百姓に至るまで広い範囲にわたっていた。その総てが関所だったのである。

関所の御囲い内は御要害といわれ、碓氷関所を中心に地域的に大別すると、①関所の柵内、②近御囲、③遠御囲の3つに分けられていた。

註 38：文献 4-44 を参照

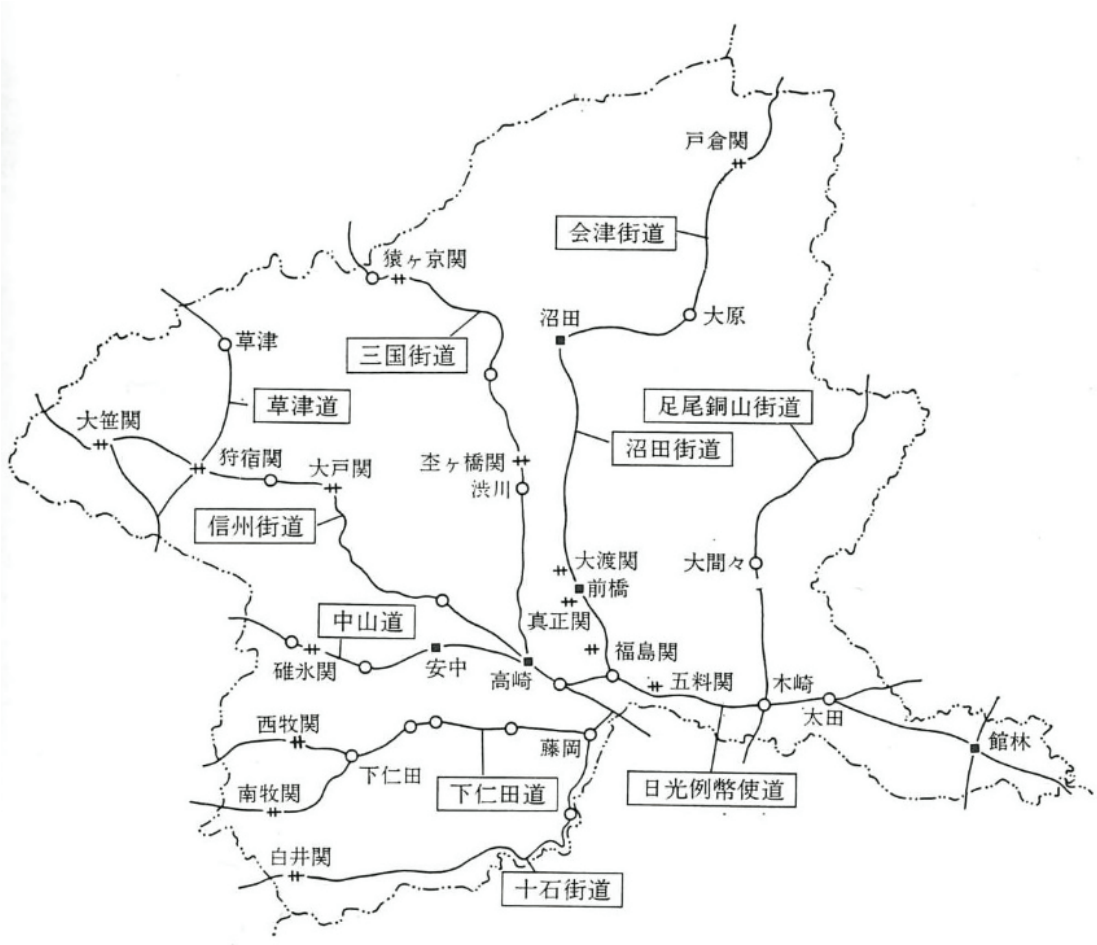


図 4.37 上野国内の関所配置図（文献 4-45）

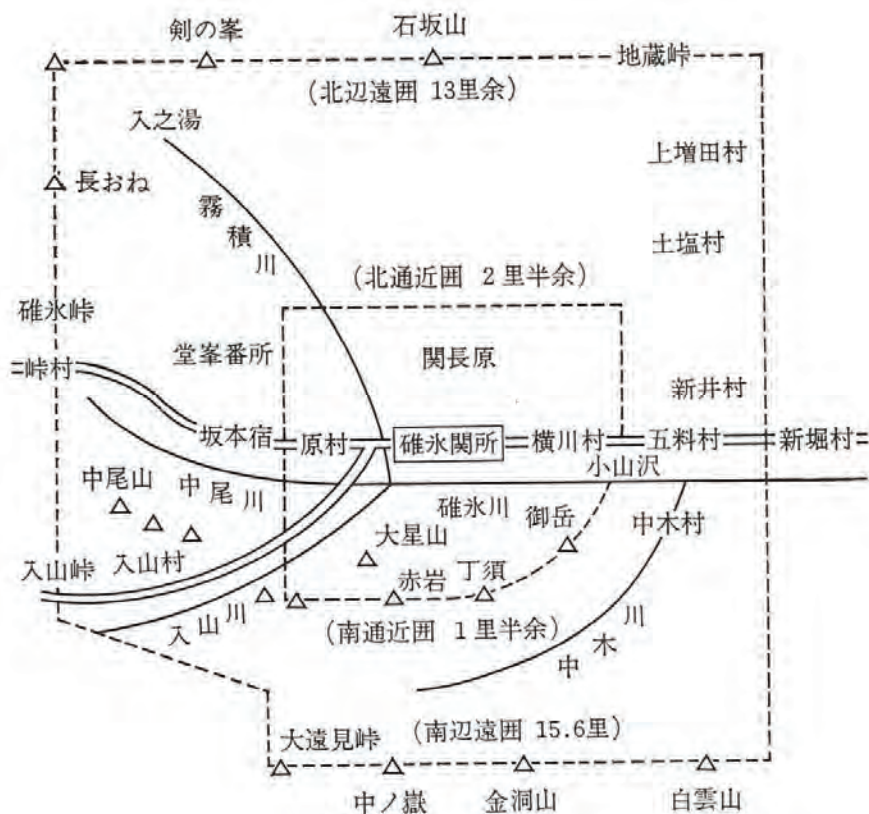


図 4.38 碓氷関所の要害地域 (文献 4-46)

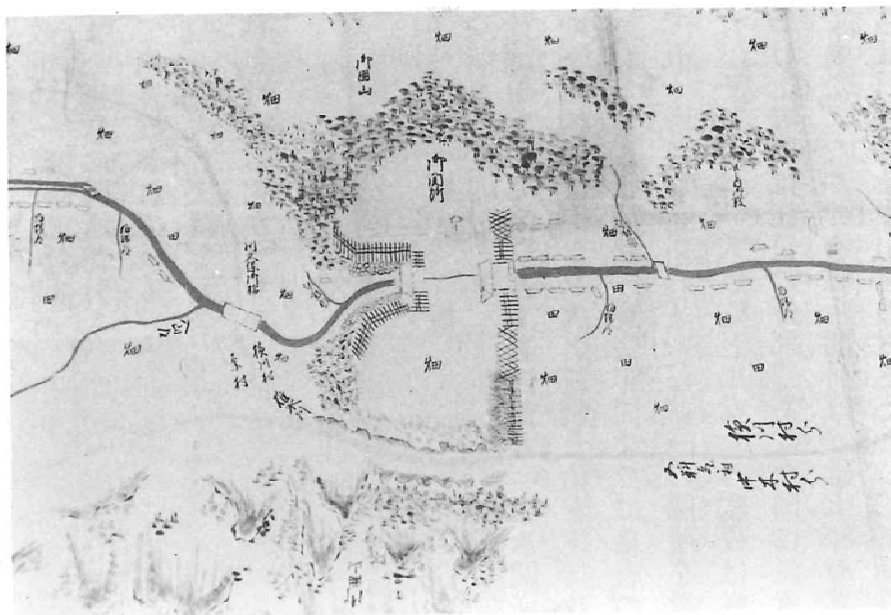
D. 碓氷関所の構え

『松井田町誌』によると、碓氷関所の構えについて、以下のように書かれている。(39)

横川に設置された碓氷関所の構えは、中山道を西門（幕府管理の門で天下の門という）東門（安中藩管理の門）の間 52 間 2 尺（約 95m）で区切り関所の関門内とした。関門は西門東門ともに扉が左右に開き、閉鎖する時は門をして、その中央に錠を掛ける装置になっていて、門の高さは各 1.5 丈（約 5 m）で、碓氷関所の威容を誇り関所の象徴としての印象を通行する人々に与えていた。

伝えられるところによると、少し誇張表現もあると思われるが、門内北側高きところ約 2 間（約 3.6m）を天然石の石垣を積み、その高所に番所があり、その東に平番住宅と番頭住宅が並んでいた。番所の表は、白地に安中藩主の定紋を黒く染め出した縮緬の幔幕を絞り揚げ、番所前の石段を登った右に制札と平日は長柄 5 筋、左に鑓 3 本、指股、突棒、戻などの 3 つの道具が並び石段下から見ると天空に聳え立ち、そのありさまを「旅行者、一度門ヲ入りテ仰ギテ番所ノ崇巖、役員ノ凜烈タル威風ヲ見テハ自然、膝行、俯伏シタリシト」（碓氷関所事歴）に伝えている。

註 39：文献 4-47 を参照



碓氷関所の柵内の範囲がよくわかる(関所史料館)

図 4.39 碓氷関所図面 (文献 4-48)



図 4.40 薄井御関所 (鉄道博物館所蔵 文献 4-49)

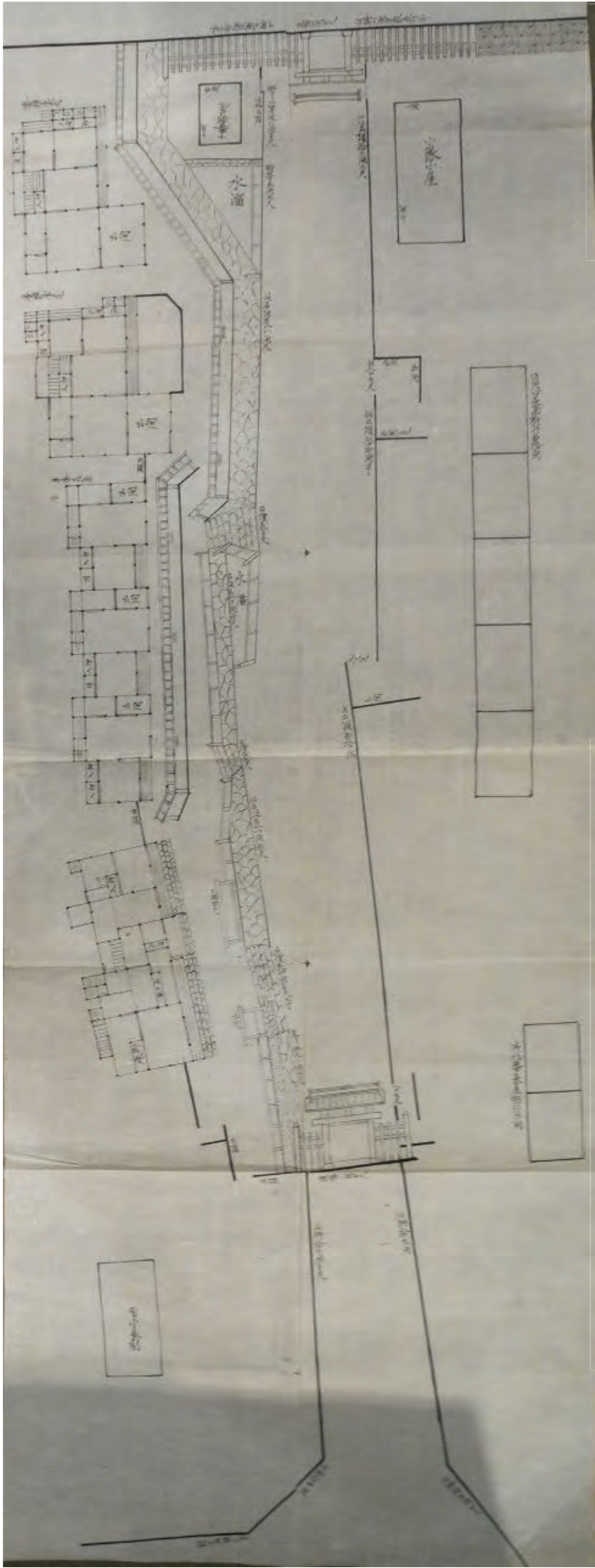


図 4.41 群馬県指定重要文化財「小野直文書」碓氷関所絵図

群馬県指定重要文化財「小野直文書（おのちよくもんじょ）」は、平成3年に安中市指定重要文化財に指定された、文書 2884 点・絵図等 80 点からなる江戸時代後期～明治時代中期の資料で、安中藩士小野富三郎（廃藩後小野直と改名）が遺したものである。江戸時代末期から明治時代中期にかけて、碓氷安中地域の行政や社会の様子を具体的に示すまとまった資料群として位置づけることができ、当時の安中藩及び廃藩後の土族の生活や安中地方の記録を記述したもののほか、県指定史跡碓氷関所跡の関係文書や安中城取壊しに関する文書などが残されており、学術上の価値が高いことから、平成 23（2011）年 3 月 24 日に群馬県指定重要文化財に指定された。

（文献 4-51）

小野直文書のうち、碓氷関所絵図は上記の図である。絵図の右側が東、左側が西、中央にある通りが中山道を示している。安中藩管轄である東門の南北には柵がめぐらされている。中山道北側には屋敷が立ち並び、東側から「番頭屋敷」、その西に平番（番頭の補佐）の「3 軒長屋」、その西側が「番所」となっている。

中山道の南側の建物は同心長屋（定附同心（見回り）など警備を行う役職）の住まいであり、定附同心から 2 名が堂峰番所に派遣されていた。西門南側の建物は、江戸幕府管轄の西門番の長屋で、定附同心と同格とされていた。また、西門番の奥方が女改め（関所を通過する女性を取り締まる役職）を行っていた。

（文献 4-50）

E. 関所移転による変化

『松井田町誌』によると、関所移転による変化について、以下のように書かれている。

(40)

関長原に置かれた仮番所が、元和9（1623）年現在の関跡に移され碓氷関所となったことによって碓氷峠東麓の芴石山からの道筋は大きく変わった（下図）。いままで丘陵の裾野で碓氷川より上段を通っていた関長原仮番所の道筋（古道）は、霧積・中尾・入山川が合流し碓氷川となって東流する地形的にも扇の要となっている上横川の狭間におろされた。

この川久保に霧積川を渡る橋をつくり、橋と挟間によって関所への通行を余儀なくしたのである。このように元和9（1623）年以後、新しく構築された碓氷関所は、地形的にも構築物からも一層堅固となったが、関所の移転にともなって近辺の村々も生活環境に変化を生じた。今まで芴石山から小柴（坂本字小柴）を通り、関長原仮番所から高墓に抜けていた古道は廃止され、堀切で3箇所を遮断して、小柴から碓氷関所までは関所要害の御林となった。そして新しく芴石山麓の堂峰番所から坂本宿へ、つづいて原村・横川村へと新道がつくられ梨子木立場から松井田宿へと中山道の道筋を続けたのである。道筋の変更によって、近辺のあちこちに散在していたこれまでの集落は街道筋へ転居し、新しい村をつくり、坂本宿は宿駅として、原村と横川村は碓氷関所の御用村となり、中山道に沿った街村となって成立していった。

このようにして新しく中山道の道筋がつくられ、新しく3箇所村ができたことも、江戸幕府の政策である五街道の制度と宿駅制度の充実や関所の設置が背景にあり、街道筋の宿村が成立していった。それは中山道に沿った五料村・新堀村・松井田宿も同じであり、慶長年間に定められた中山道が幕府政権の意図によって、より整備され、充実していったのも、これからのことである。

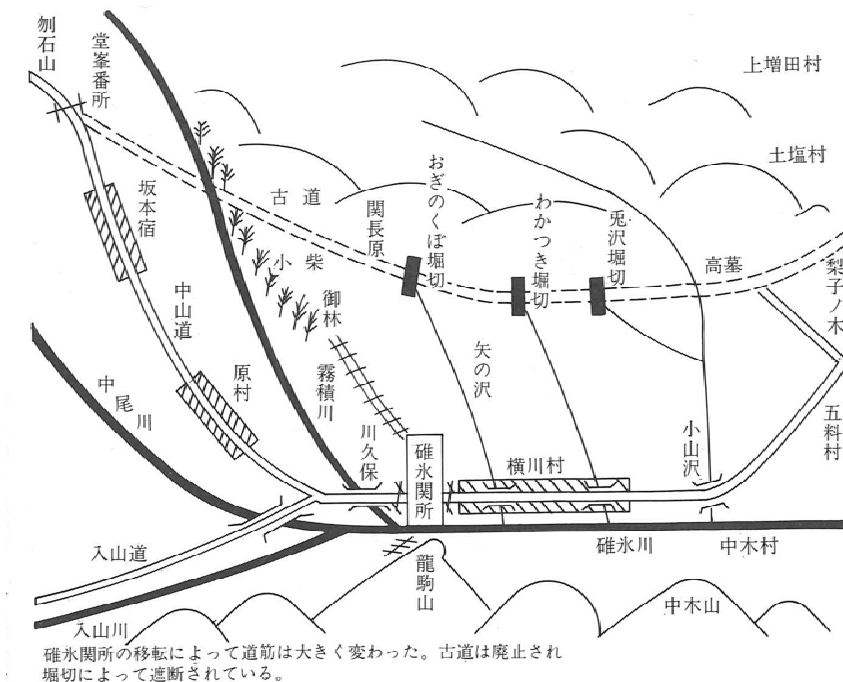


図 4.42 碓氷関所の移転に伴う中山道、古道の道筋の変化（文献 4-52）

註 40：文献 4-52 を参照



昭和3年碓氷関所跡

図 4.43 碓氷関所跡（昭和3（1928）年）（文献 4-53）



平成6年春の碓氷関所跡

図 4.44 碓氷関所跡（平成6（1994）年）（文献 4-54）

F. 「入り鉄砲に出女」について

『中山道碓氷関所の研究』上巻・下巻によると、「入り鉄砲に出女」に関して以下のよう
に書かれている。(41)

- 一此関所を通罷上之輩、番所之前にて笠・頭巾をぬくへき事、
- 一乗物ニ而通面々ハ、乗物之戸をひらくへし、
但、女乗物ハ番之輩差図ニ而、女に見せ可相通事、
- 一、下り女ハ福嶋御関所方送り手形にて通之、
- 一、上方より下り鉄砲ハ 公儀手形にて通之、
- 一、六十六部ハ往来を見届通候事、
- 一、芸人ハ所作を為致相通候事、
- 一、町人ハ其町之名主、百姓ハ其村之庄屋手形にて通之候、
- 一、前髪有之男子十三歳以下は前を明ケ改候事、十三歳以上ハ乳を改通候事、不審之様子
有之節ハ前を改通候、
- 一女上下何人、内小女何人・乗物何挺、
右改様、乗物之女ハ罷出戸をひらき髪長か髪切を相改申候事、小女ハ留袖か振袖を相改候事、
- 一歩行立之女ハ、石段之上ニ而同心共之内右之通を相改申候事、
- 一比丘尼も乗物之内相改申事、

註 41：文献 4-55 を参照

②関所廃止後から現在の状況

碓氷関所は、明治2（1869）年に廃止され、敷地内の建物は解体されて安中の給人畑に移送され、江戸から引き揚げて来た人の住宅になった。

現在の関所東門は、往時の柱・門扉・土台石などを使って、昭和35（1960）年、東京大学の藤島亥治郎教授の設計により、市内の旧家に残されていた部材を用いて史跡地に復元されたものである。復元された関所東門は、現在も碓氷関所保存会などにより、維持管理され状態よく保たれている。なお、西門については、県道が整備されているために、場所は明らかとなっていない。

碓氷関所跡の敷地内には、碓氷関所史料館、碓氷関所会館のほか、関所に関する解説板や石碑があり、関所についてみて学ぶことができる。裏山を少し上ると関所八幡跡（建立時期不明）がある。関所跡にはサクラ、サルスベリ、ツバキなど、花木が数本植栽されており、花の開花期は彩り豊かである。

関所跡から少し離れた場所には、来訪者用駐車場が2箇所、計9台を駐車することができるようになっている。また、敷地に隣接する家屋には、空き家も複数みられる。



図 4.45 碓氷関所跡とその周辺の現状

(6) 江戸期以外の資産

江戸期以外の歴史的資産として、長坂陣城、大道寺堀切、碓氷城（愛宕山城）跡をとりあげる。この資産は、中山道が形成される前から存在していたものである。

①長坂陣城

長坂陣城については、平成 29（2017）年 5 月にその城跡が見つかったことがわかった。当時の群馬県文化財保護課の飯森康広氏の調査により城跡の存在が明らかにされたもので、その調査結果に基づいて以下に整理した。

A. 長坂陣城の位置

豊臣秀吉の小田原攻めの際、北条方が籠もる松井田城の攻撃拠点となった「陣城」の可能性が高い城跡は、碓氷峠から安中市側に約 250m の中山道沿いに位置する。

B. 長坂陣城の特徴

東西約 200m、南北約 100m の小規模なもの。城内には土塁や堀のほか、敵の侵入を防ぐために曲がり角を設け複雑にした出入口「桁形虎口（ますがたこぐち）」の跡が残っている。土塁は大小さまざまだが、最大で高さ 6～7m と小ぶりで、堀や壁面の高さも低く、整地が甘いことなどから、籠もるための城ではなく、臨時に作った陣城と考えられる。

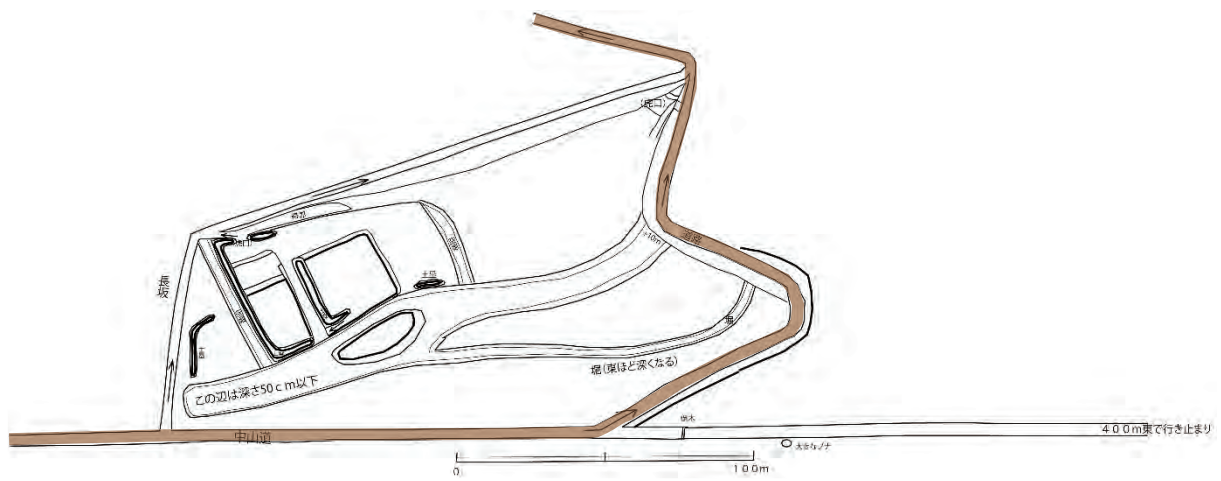


図 4.46 長坂陣城 平面図（文献 4-57）

中山道



図 4.47 長坂陣城 位置図（使用地形図 文献 4-62）

②大道寺堀切

A. 大道寺堀切の位置

中山道を碓氷関所に向かって進み、南向馬頭観世音を過ぎると下り坂になり、やがて左右が深い谷となった馬背状の場所が「堀切」と呼ばれている。

B. 大道寺堀切のいわれ

『松井田町誌』によると、大道寺堀切について、以下のように書かれている。(42)

東日本平定にとりかかった豊臣秀吉が、関東を支配する北条氏を配下に入れるため北条氏を攻めた。天正18(1590)年、豊臣方の前田利家・上杉景勝・真田昌幸らの北国勢は信濃国から上野国に侵攻し、北条方である大道寺駿河守政繁らが守る松井田城に向かった。政繁は北国勢を防ぐため、勿石から西へ1kmほど入った所を掘り切り、一支えしようとしたが、北国勢の大軍が怒涛の如く押し進むため、松井田城に撤収した。現在、現地をみると堀切というよりは尾根の間を土橋状につないでいるようにもみえる。

註42：文献4-58を参照



写真 4.29 大道寺堀切 現況写真



写真 4.30 大道寺堀切 解説板

③碓氷城（愛宕山城）跡

『松井田町の文化財』によると、碓氷城（愛宕山城）跡について、以下のように書かれている。(43)

大字坂本の西のはずれ、旧国道と霧積道とのはさまれた西側の小高い山が愛宕山である。

規模は小さいが比較的良好な遺構があり、北西へほぼ平坦な屋根つづきで堂峰番所跡へ通じている。他の三方面は、かなり急傾斜面である。城域は東西110m、南北90m、南面を除く三方に高さ2～3mの土居がめぐらされている。しっかりした空堀が主郭部を一週している。腰郭・矢倉跡・馬出し・櫓台跡などが残っている。

天文16（1547）年武田勢により築城され、天正10年以後（1582～）大道寺により改修、天正18（1590）年の松井田城攻めの時には上杉景勝もこの城に入ったといわれている。

竹林の中には、貞享元（1684）年の二十三夜供養塔や、延宝元（1673）年の石祠の最上部には安永7（1778）年の石段供養の石碑もある。

註43：文献4-59を参照



図4.48 愛宕山城 図面（文献4-60）

(7) 中山道の道沿いにある江戸期の特徴的な石造物

古道沿いの資産として、中山道の道沿いにある江戸期の特徴的な石造物として線刻の馬頭観世音、北向馬頭観世音、南向馬頭観世音、奉加の碑、刎石坂の石仏群をとりあげる。

線刻の馬頭観世音、北向馬頭観世音、南向馬頭観世音、奉加の碑、刎石坂の石仏群の位置は、以下の図に示すとおりである。

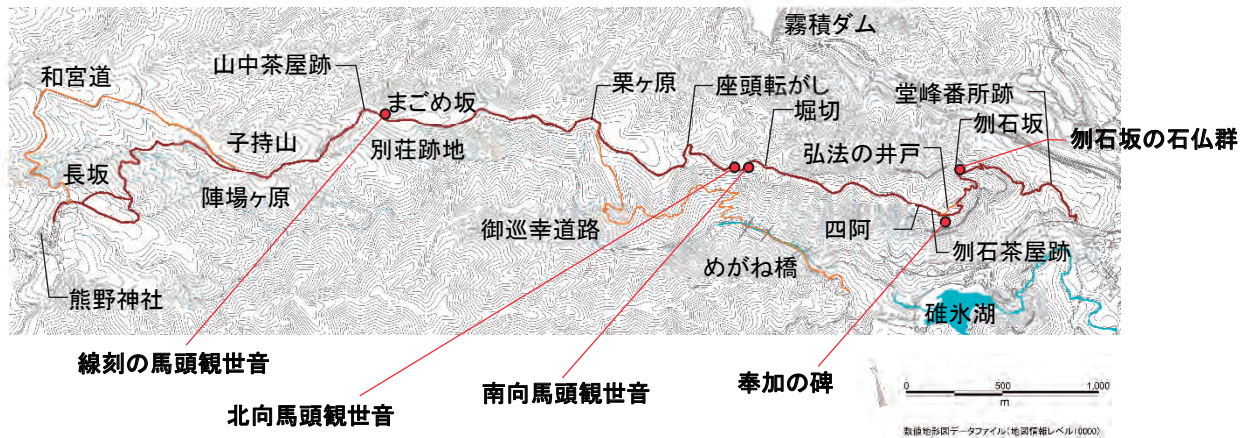


図 4.49 石造物位置図 (使用地形図 文献 4-62)

①線刻の馬頭観世音

山中茶屋を通り過ぎると、「入道くぼ」の解説板があり、その一段高いところに線刻の馬頭観世音がある。裏面には、「洞上沙門天長叟/奉書写普品第三十三卷/惣世話人當村中」と、記されている。往時から今に残る石造物であると考えられる。



写真 4.31 線刻の馬頭観世音（正面）



写真 4.32 線刻の馬頭観世音（裏面）



写真 4.33 入道くぼの解説板



写真 4.34 中山道からみた線刻の馬頭観世音

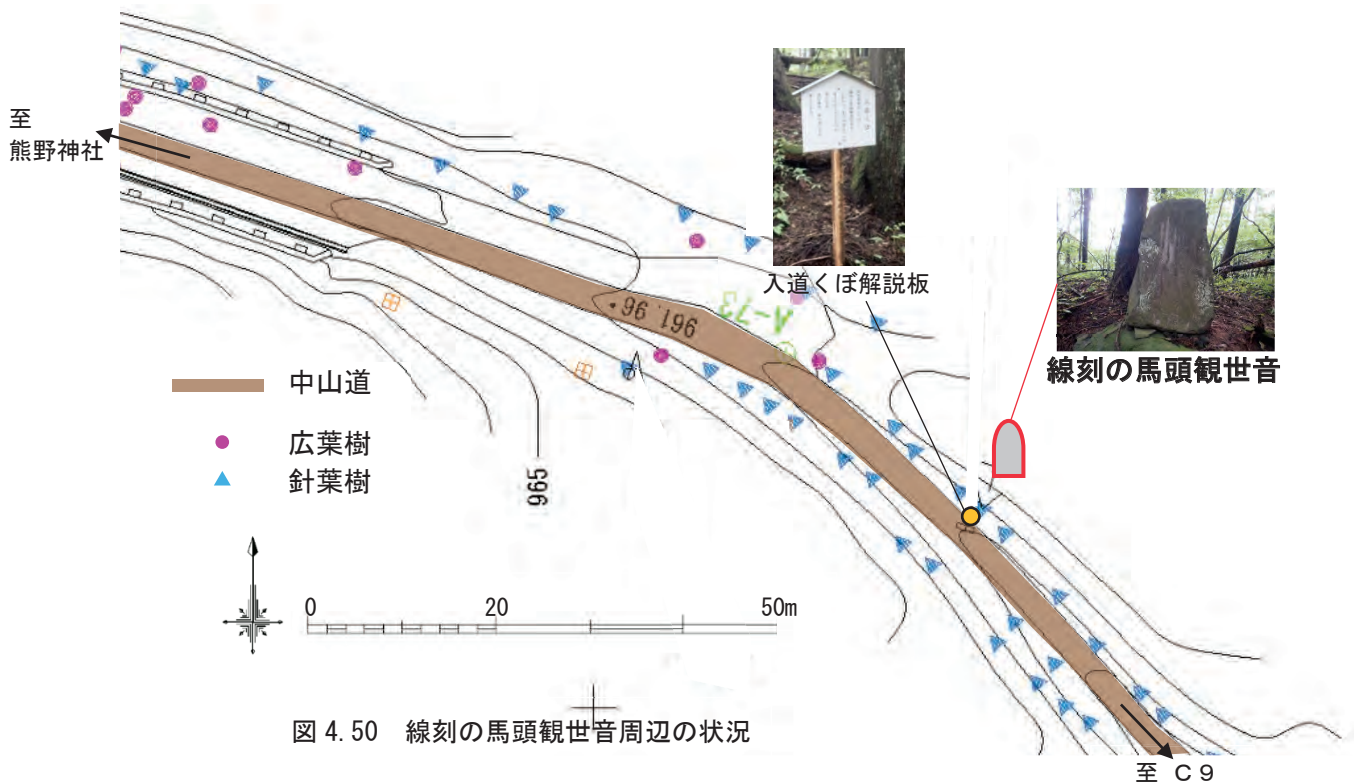


図 4.50 線刻の馬頭観世音周辺の状況

②北向馬頭観世音

中山道を碓氷関所方面に進み、「慶長年間の一里塚」を過ぎると、右手の大きな岩の上に北を向いた馬頭観世音がみえてくる。馬頭観世音には、「文化十五年／信州善光寺／施主内山庄左エ門／上田庄助／坂本世話人三沢屋清助」と記されている。文化 15（1818）年との年代から、江戸時代後期にあたり、往時から今に残る石造物であると考えられる。



写真 4.35 北向馬頭観世音（正面）



写真 4.36 北向馬頭観世音（裏面）



写真 4.37 北向馬頭観世音（全景）



写真 4.38 北向馬頭観世音 解説板

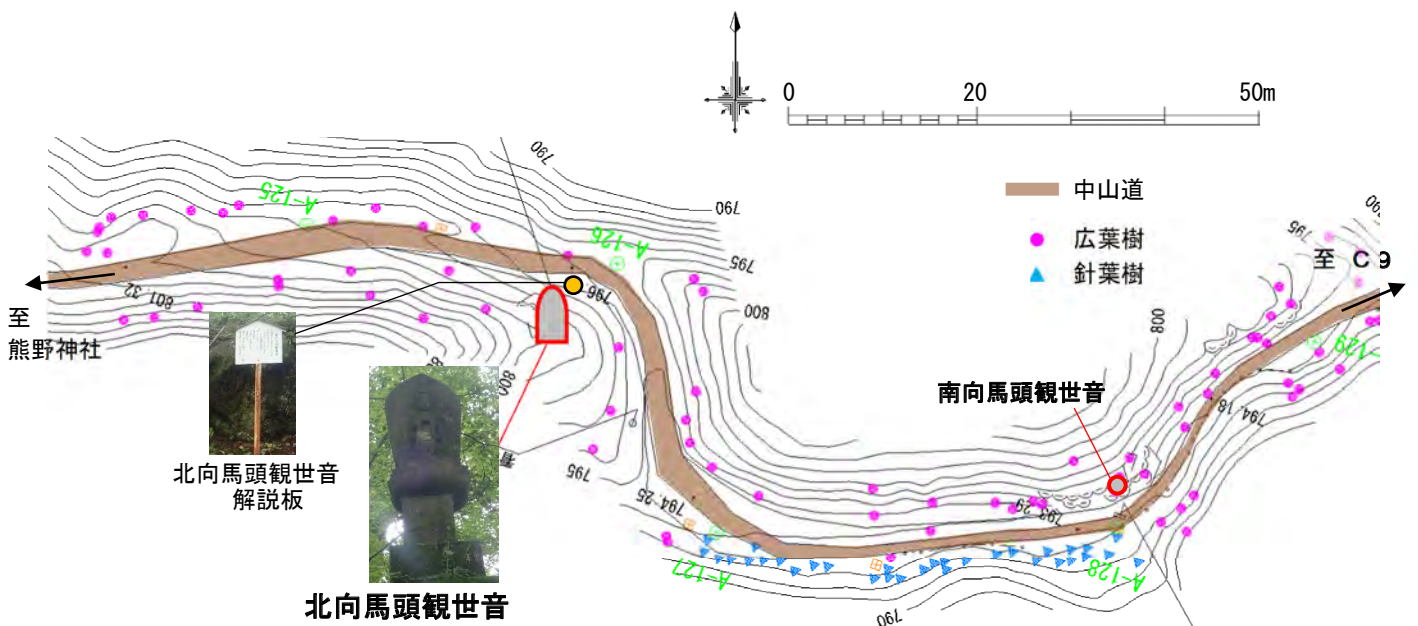


図 4.51 北向馬頭観世音周辺の状況

③南向馬頭観世音

北向馬頭観世音からさらに碓氷関所方面へ中山道を進むと、左手の一段高いところに南向きに馬頭観世音が立っているのがみえてくる。馬頭観世音には、「寛政三年／坂本宿施主七之助」と記されている。寛政3（1791）年との年代から、江戸時代後期にあたり、往時から今に残る石造物であると考えられる。



写真 4.39 南向馬頭観世音（正面）



写真 4.40 南向馬頭観世音（裏面）



写真 4.41 南向馬頭観世音（全景）



写真 4.42 南向馬頭観世音 解説板

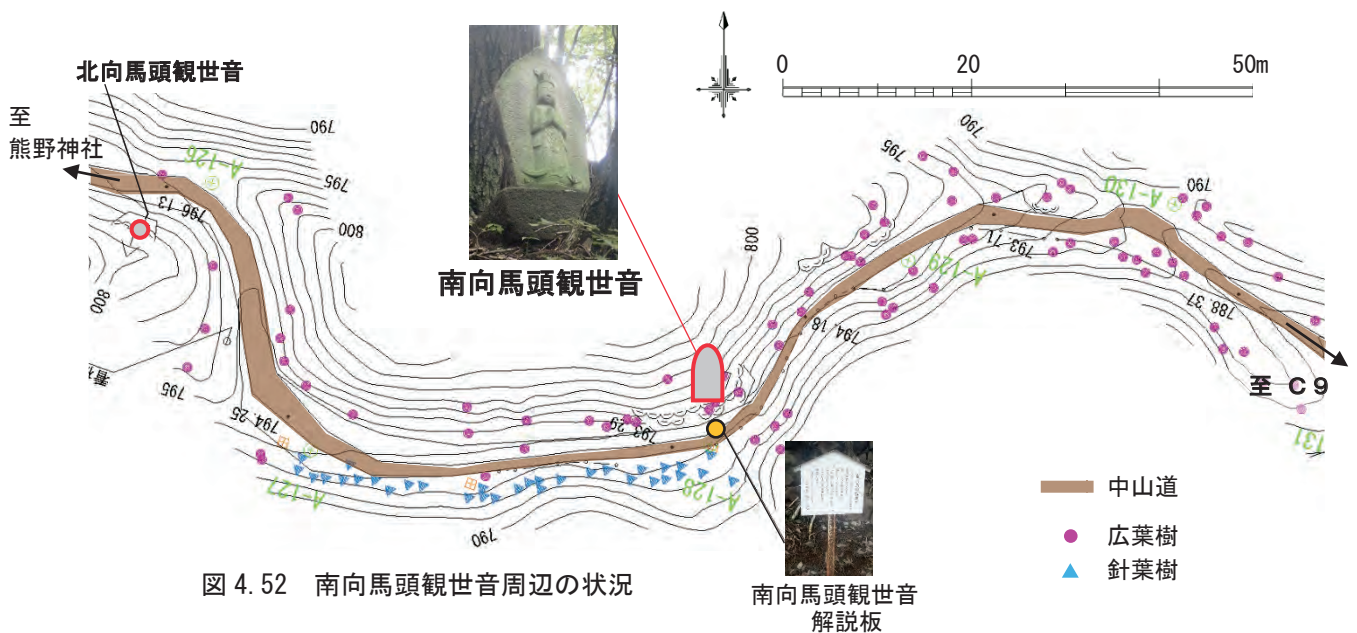


図 4.52 南向馬頭観世音周辺の状況

南向馬頭観世音 解説板

④奉加の碑

奉加の碑は、弘法の井戸の南側、現在は歩かれていない道沿いにある。大きさは縦75cm、横94cmで、江戸期の特徴的な石造物の1つである。銘文は以下のとおりである。

- | | | |
|----|-------|--------|
| 奉加 | | 江戸 |
| 一 | 南鐮 一斤 | 伊豆蔵新兵衛 |
| 一 | 同 一斤 | 信州松本 |
| 一 | 同 一斤 | 松屋源右衛門 |
| 一 | 同 一斤 | 同長土呂村 |
| 一 | 同 一斤 | 重五郎 |
| 一 | 同 一斤 | 同前田村 |
| 一 | 同 一斤 | 元吉 |
| 一 | 同 一斤 | 後閑東左衛門 |
| 一 | 同 一斤 | 田中町 |
| 一 | 同 一斤 | 鍵屋隠居 |
| 一 | 金百疋 | 上州新田郡 |
| 一 | 金二百疋 | 高橋弥兵衛 |
| 一 | 同 一斤 | 五料村 |
| 一 | 同 一斤 | 佐藤仲右衛門 |
| 一 | 同 一斤 | 越後頸城郡 |
| | | 太宗治 |



写真 4.43 奉加の碑（正面）

(文献 4-61)

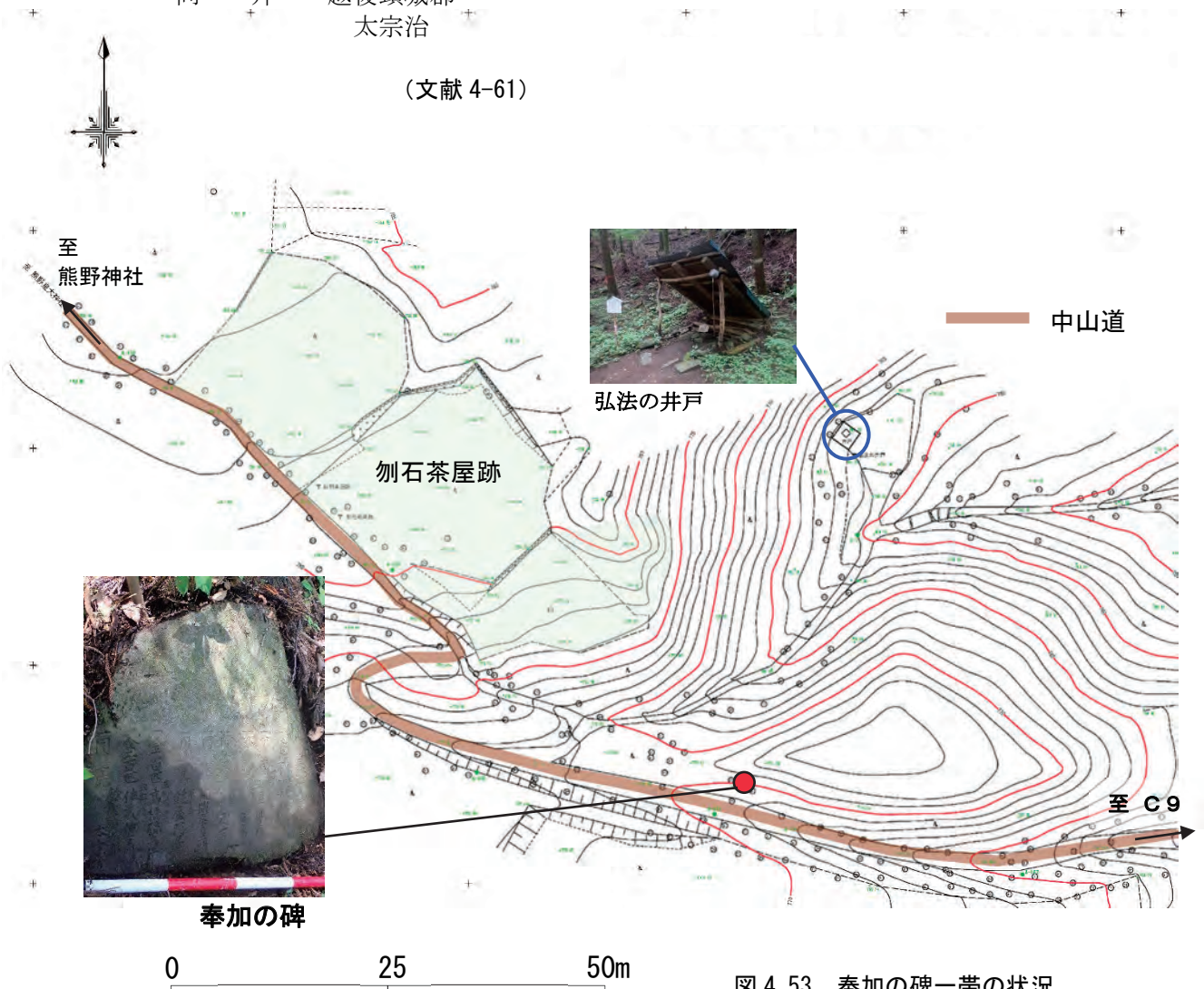


図 4.53 奉加の碑一带の状況

⑤ 芻石坂の石仏群

古道沿いの資産として、芻石坂にある石仏群である、馬頭観世音、南無阿弥陀仏、大日尊の石仏をとりあげる。

芻石坂の途中に、馬頭観世音の碑（文政8（1825）年）、南無阿弥陀仏の碑（文政3（1820）年）、大日尊の碑（天保2（1831）年）が建っている。この石仏群に関する解説板はない。次ページ以降に各石仏の特徴をまとめる。



写真 4.44 芻石坂の石仏群（全景）

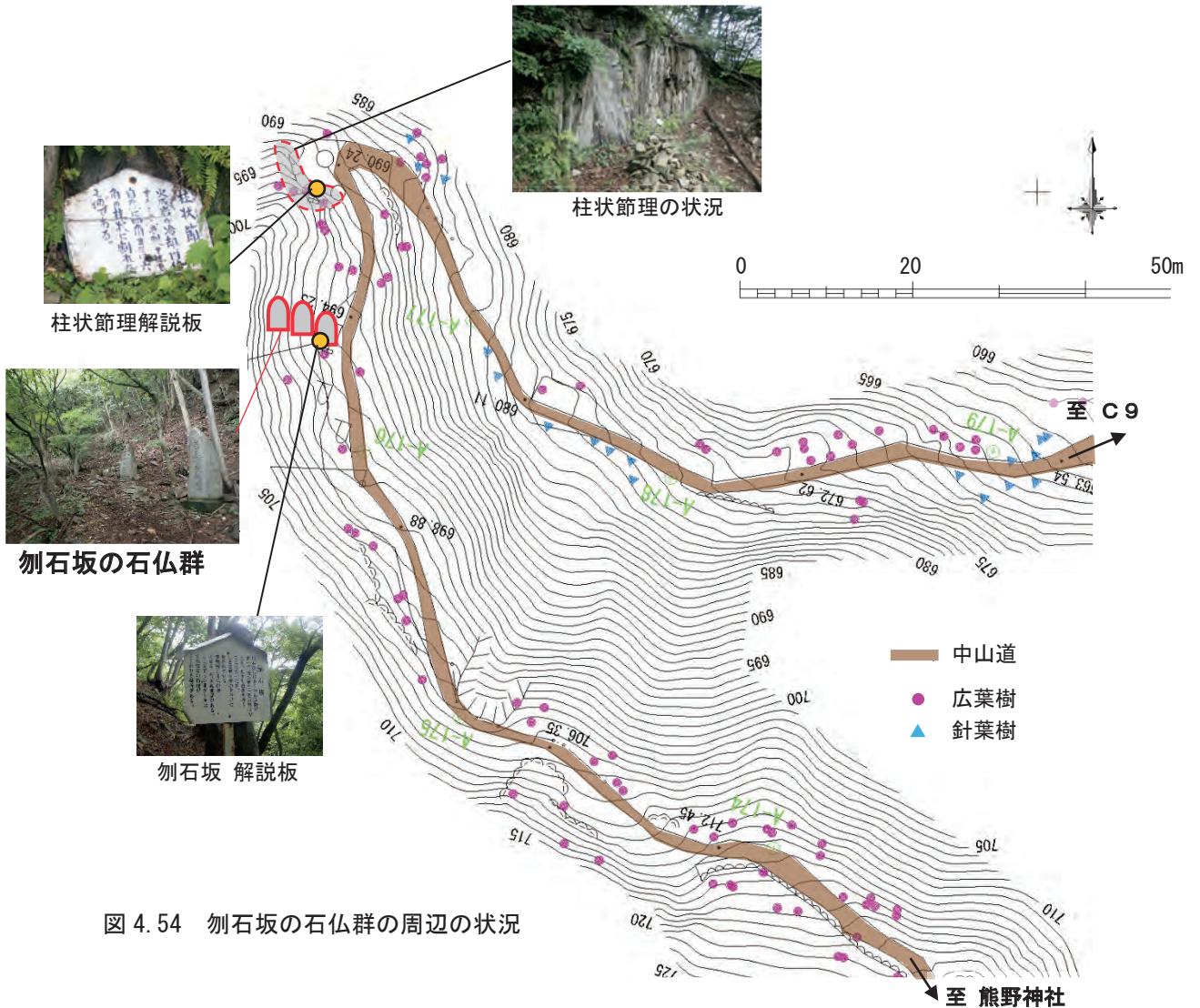


図 4.54 芻石坂の石仏群の周辺の状況

A. 馬頭観世音

馬頭観世音には「文政八乙酉冬十一月／信州佐久郡八幡宿／願主清水園吉」と記されている。文政8（1825）年との年代から、江戸時代後期にあたり、往時から今に残る石造物であると考えられる。



写真 4.45 馬頭観世音（正面）



写真 4.46 馬頭観世音（裏面）

B. 南無阿弥陀仏（通称 名号塔）

南無阿弥陀仏の石造の高さは約2mであり、左下に「徳住」の花押、背面には「文政三庚辰年秋八月／金井三郎左衛門高恒并念仏同行中」と記されている。文政3（1820）年との年代から、江戸時代後期にあたり、往時から今に残る石造物であると考えられる。



写真 4.47 南無阿弥陀仏（正面）



写真 4.48 南無阿弥陀仏（裏面）

C. 大日尊

大日尊の石造には「天保二年」と記されている。天保2（1831）年との年代から、江戸時代後期にあたり、往時から今に残る石造物であると考えられる。



写真 4. 49 大日尊（正面）



写真 4. 50 大日尊（裏面）